

第4章 カントリーレポート：ロシア

長友 謙治

2014 年にはウクライナ危機を巡るロシアと西側諸国との対立の激化が国際政治を揺るがし、それは現在も続いている。影響はロシアの経済や農業にも波及しており、今年のカントリーレポートでは記述の相当部分をこれに割くことになった。

本稿の構成は以下のとおりである。まず「Ⅰ．総論」において、ウクライナ危機を巡る主な出来事とその影響に力点を置きながら、2014 年のロシア経済やロシア農業の動向を把握する。そして「Ⅱ．各論」ではより長期的な観点からロシアの農業生産主体に起きている変化について記述する。なお、本稿の内容は、筆者が 2015 年 3 月末までに入手した情報に基づいている。

Ⅰ． 総論

1. ウクライナ危機及びこれを巡るロシアと西側諸国の対立の激化

ウクライナ危機とこれを巡るロシアと西側との対立の影響は様々な分野に及んでおり、その全体を論じることがもとより筆者の手に余るが、農業以外の分野については各分野の専門家の論考を自分なりに整理する形で記述し、筆者の専門である農業分野への影響については基本的に一次資料を用いて自ら分析・記述することとした。農業分野の内容もまだまだ不十分なものであり、まして農業以外の分野では参照させて頂いた文献の原著者の意図を筆者が十分理解できていないかもしれない。それも含めて本稿の記述に責任を負うのは筆者である。さらなる改善に向け、読者の皆様からの御指摘をお待ちする次第である。

本節においては、ウクライナ危機の進展を段階を追って概観したい。その際、次節で記述するロシア経済の動向と関係してくるので、西側諸国の対応、対露経済制裁の進展にも着目する。なお、本節末尾に付図として「ウクライナの行政区分」の地図、付表として事態の推移を時系列で整理した「ウクライナ危機を巡る主な動き」を添付したので、あわせて参照願いたい。

(1) ウクライナの「ユーロマイダン革命」

第一段階は、いわゆる「ユーロマイダン革命」である。その発端は、2012 年 11 月にヤヌコーヴィチ政権下のウクライナ政府が EU・ウクライナ連合協定（EU-Ukraine Association Agreement。以下「連合協定」）の締結を延期したことであり、これに対する反発から始まった抗議活動が激しさを増して当局との武力衝突に至り、2014 年 2 月にヤヌコーヴィチ政権が崩壊して暫定政権が樹立された⁽¹⁾。

連合協定は、EU とウクライナの政治分野における協力と経済分野における統合の深化を目指して、政治対話、外交・安全保障政策上の協力、移民問題や司法分野の協力を進めるとともに、「深く包括的な自由貿易地域 Deep and Comprehensive Free Trade Area (DCFTA)」を通じた貿易の自由化や経済の各分野における協力を推進していこうとするものであるが、EU への加盟について定めたものではない。2012 年 7 月には DCFTA に双方の首席交渉官が署名する等、連合協定締結に向けた作業が積み上げられ、2013 年 11 月 28 日～29 日にリトアニアのビリニュスで開催された EU 東方パートナーシップサミットの際に調印される予定となっていた（生田 2014）。

一方、ロシア側では、自国の勢力圏とみなし、統一経済圏への取り込みを模索してきたウクライナが連合協定を締結し EU との協力関係を深めていくことへの懸念があった。より具体的な問題としては、ロシアとウクライナと間の貿易には CIS の枠組みの中で原則として関税が課されないため、EU・ウクライナ間で貿易自由化が実現されれば EU 産品がウクライナ製品を装って無税でロシアに流れ込むことになる」とロシアは懸念していた⁽²⁾。

連合協定締結が延期された翌月の 2013 年 12 月には、ロシアとウクライナの間でガス価格の割引や財政支援に対する合意が締結された（北出 2014）。「ヤヌコーヴィチ大統領がロシアからの 150 億ドルの融資とガス価格の 3 分の 1 引下げ提案を受け入れ EU との連合協定締結を延期したのは、EU に 200 億ドルの融資を打診したものの「過去に累積した負債を支払うつもりはない」と拒否され、IMF から厳しい融資条件を突きつけられたからである」と指摘されている（蓮見 2014）。デフォルトの危機が迫る中で当座を乗り切るためにはロシアの手を借りざるを得ないという判断があったのであろう。

ウクライナ国内では、連合協定の締結延期を受けて、これに反発する勢力の抗議行動が拡大していった。抗議行動は革命へと発展し、2014 年 2 月 21 日には EU 諸国の仲介による「休戦」合意が成立したものの、翌 22 日には沈静化しない事態に危険を感じたヤヌコーヴィチ大統領がロシアに逃亡し、大統領職を解任される事態となった。これを受けて就任したトゥルチノフ大統領代行の下で、2 月 27 日にはヤツェニウクを首相とする暫定政府が発足した。「ユーロマイダン革命」については、親西欧派が親ロシア派のヤヌコーヴィチ政権を倒したという一面的な評価をされがちであるが、ウクライナ経済が長期の低迷から抜け出せない中で、税負担の高まりや、腐敗にまみれたヤヌコーヴィチ政権に対する広範な反発が基礎にあったと捉えるのが現実的であろう（服部 2014b）。

（２） ロシアによるクリミア編入⁽³⁾

第二段階はロシアによるクリミアの連邦編入である。歴史的には、クリミアはもとオスマン・トルコの勢力下にあったものを 18 世紀にロシア帝国が併合した地域であり、旧ソ連においても当初はロシアに属するとされていたが、1954 年にウクライナに移管された。こうした経緯から、ロシアではクリミアは本来ロシアの領土との意識が強い⁽⁴⁾。さらに、クリミアのセヴァストポリにはロシアの戦略上重要な海軍基地があり、ソ連崩壊後も、ウ

クライナはロシアに海軍基地の使用を認めるとともに、ロシアは代償としてウクライナに天然ガスを安く提供するという関係を続けてきた。

クリミアの住民はロシア語話者が多数を占め、ロシア人、ウクライナ人、タタール人が共存する多民族地域である。それ故にクリミア住民はユーロマイダン革命の波及による民族間の争乱を恐れた。2月27日にはロシアの特殊部隊の警護の下でクリミア最高会議が開催され、クリミア首相の交代と5月26日の住民投票実施が決定されたが、こうしたロシア軍の行動をクリミア人が歓迎した背景については、前日の2月26日に同最高会議前でクリミア・タタール人とスラブ人の大規模な衝突が起き、民族間の紛争を恐れるパニックが広がったことが指摘されている（松里 3014）。

2月26日に最高会議が決定した時点では、住民投票での質問内容はウクライナとクリミアとの関係を国家連合化することの是非だったが、3月6日になって、クリミア最高会議は住民投票の投票日を3月16日に繰上げるとともに、投票の質問項目を、ウクライナ・クリミア関係が連邦化することを前提にウクライナにとどまるか、ロシアへの領土的帰属替えを支持するかとの二者択一に改めた。3月16日に実施された住民投票の結果は、投票率83.1%、ロシア連邦への移管支持96.8パーセントだった。

これを受けて、3月18日にはプーチン大統領がクリミアをロシア連邦に統合する意向を表明し、21日には条約の批准やロシア国内法の整備を行って法的手続きが完了した。これにより、「クリミア共和国」及び「セヴァストポリ市」の2つの連邦構成主体がロシアに加わることとなった⁶⁾。

ロシアのクリミア編入について、松里は「クリミア情勢の展開は、かなり遅い時期までいくつかの選択肢を含んでいた（中略）。ロシアへの帰属替えをゴールとするなら、それに至る不可逆地点は、ヤヌコヴィチ（原文ママ）の逃亡であっただろう。選挙を経ずに成立したユーロマイダン政権がセヴァストポリからロシア海軍を追い出して NATO の海軍基地に変えてしまうことは自明であり（選挙を恐れる政権には、こんなことはできない）、これを絶対に許せないプーチンと、何よりも安全を求めるクリミア人の願望が一致したのである」と指摘している（松里 2014, 100 頁）。クリミアのロシアへの帰属替えは、あらかじめ周到に計画されていたものというよりは、ユーロマイダン革命とクリミア現地の事態が急展開する中で、ロシア側とクリミア側で状況対応的に措置が選択されていった結果そこに至った、と考えるのが妥当なのであろう。

ロシアによるクリミアの連邦編入に対し、米国や EU は武力を用いた現状変更は認められないとして、3月17日には共同でロシアへの経済制裁に着手した。また3月23日には G7 がハーグ宣言を発表し、クリミアの住民投票実施とロシアによるクリミア併合を非難するとともに、6月にロシアのソチで開催が予定されていた G8 サミットには参加せず、ブリュッセルで G7 サミットを開催することを決定した。それでもこの段階における経済制裁は、ロシア政府要人の在米・在 EU 資産の凍結や米国・EU への渡航停止という限定的な対応にとどまっていた。

(3) ドンバス地域の分離運動と内戦

第三段階はウクライナ東部のドンバス地域の分離運動と内戦である。ウクライナ東部のドネツク州及びルガンスク州^⑥をドンバス地域と呼ぶ。この地域はソ連時代からの重工業地域で、ウクライナの GDP の 2 割近くを産出するウクライナ経済にとって重要な地域である^⑦。一方、この地域にはロシア系住民が多く、ウクライナからの分離とロシアへの統合を主張する勢力（以下「分離派勢力」という）が 4 月に「ドネツク人民共和国」及び「ルガンスク人民共和国」の樹立を宣言し、5 月には住民投票を行って独立宣言及びロシア連邦への編入要請を行うに至った。ウクライナでは 5 月 25 日に大統領選挙が行われ、当選したポロシェンコが 6 月 7 日に大統領に就任した。ポロシェンコ大統領は 6 月 20 日に「和平計画」を発表し、分離派勢力との停戦交渉を進めたが、結局合意に至らず、7 月に入ると政府軍が分離派勢力への攻撃を再開し、同勢力の支配地域は次第に縮小されていった。

こうした状況の中で 7 月 17 日にマレーシア航空機撃墜事件が起きた。この事件を境にロシアと西側諸国の対立が一気に深刻化する。撃墜事件の直接の加害者が誰であったか、公式にはいまだ明らかにされていないが、西側ではロシアの支援を受けた分離派勢力との見方が有力であり、被害者にオランダ国民が多かったため、それまでは米国に比べ宥和的だった EU が態度を硬化させ、米欧が一致してロシアに対する経済制裁を発動することとなった。制裁の内容は、ロシアの国有銀行の米欧市場での資金調達を厳しく制限（償還期間 90 日超の借入を禁止）するほか、エネルギー関連機器の輸出規制や武器の輸出禁止を行うもので、それまで実施されてきたロシア政府要人等に対する入国規制や在外資産凍結の次元を超えた、ロシア経済に実質的な影響を及ぼしうる強い制裁措置である。制裁対象にはロシアの農業金融機関であるロシア農業銀行も含まれていた。

ロシアは、こうした措置が農業部門の資金調達を困難にし、食料安全保障を阻害するとして、対露経済制裁を行った米国、EU 加盟国、ノルウェー、カナダ、オーストラリアに対し 8 月 7 日から食品輸入禁止措置を発動した。この措置については後ほど詳しく触れるが、ここに来てロシアと欧米との対立は経済制裁の応酬の様相を呈するに至った。

9 月 3 日にはプーチン露大統領がウクライナ紛争正常化プランを発表し、これを受けて 5 日にミンスク停戦合意が成立し、欧州安全保障協力機構 (OSCE)、ウクライナ、ロシア、「ドネツク人民共和国」、「ルガンスク人民共和国」の代表者が署名した。しかしその後も完全な停戦には至らず散発的な戦闘が続き、米、EU はロシアがミンスク停戦合意を履行していないとして、ロシアの国有銀行に対する米欧市場での資金調達規制をさらに強化（禁止される融資を償還期間 90 日超から 30 日超に拡大）する等制裁を強めた。

2015 年 1 月に入ると、ドンバスの分離派勢力が攻勢を強め、ドネツク空港を奪取する等戦闘が激化した。こうした状況に対してドイツ及びフランスが仲介に入り、ミンスクで開催された独・仏・露・ウクライナ首脳会談での停戦合意を経て、2 月 12 日に「ミンスク合意の実施に係る包括的措置」が署名され、同月 15 日から停戦が発効した。

2 月 12 日の合意文書には、2014 年 9 月のミンスク合意において、ウクライナ国法の下

でドネツク州及びルガンスク州の一部地域において非中央集権化を進める，としていたことを踏まえて，兵力の撤退後に，ウクライナ国法の下でのこの地域の選挙実施の態様や地域の将来の体制について対話を行うとともに，2015 年末までに非中央集権化を中核的要素とするウクライナ憲法の改正を行うこととしている。あくまでもウクライナ国家・国法の枠内での事態解決が目指されている点に留意すべきとともに，停戦が実行された後にこうした事項でどこまで関係者が納得できる妥協を導き出せるかが事態収拾の鍵となろう。

【付図】



資料： ウクライナ雑記帳。

【付表】 ウクライナ危機を巡る主な動き

年・月	ウクライナ・ロシアの主な動向		西側諸国の主な動向	
2013 年				
11 月	21 日	ウクライナ閣僚会議，EU との連合協定締結を延期		
2014 年				
1 月	16 日	デモ取締法制定，以後衝突拡大		
	28 日	ウクライナ・アザロフ内閣総辞職，アルブゾフ首相代行		
2 月	21 日	ウクライナ，ヤヌコーヴィチ・野党 3 党合意（大統領選前倒し，大統領権限を議会に移す憲法改正等）		
	22 日	ヤヌコーヴィチ大統領が首都脱出，議会が解任		
	23 日	トゥルチノフ最高議会議長，ウクライナ大統領代行に就任		
	27 日	ヤツェニューク，ウクライナ首相就任，暫定政府発足		
3 月	1 日	露上院，ウクライナにおけるロシア連邦軍の使用を可決		
	3 日	クリミア自治共和国議会，住民投票実施決議	3 日	G7 首脳声明（ロシアによるウクライナの主権と領土の一体性への侵害を非難）
			6 日	米，ウクライナ危機関係者への制裁を発表（米国内資産凍結，米国入国禁止）
	11 日	クリミア自治共和国，セヴァストポリ独立宣言		
			12 日	G7 首脳声明（ロシアに対しクリミアの地位変更停止，住民投票の支持行動停止を要求，G8 ソチ会合準備への不参加を決定）
	16 日	クリミア住民投票，96.8%がロシア編入賛成		
			17 日	米，対露追加制裁を発表（露政府高官等の米国内資産凍結と米国入国禁止） 【露政府関係者，露企業等の資産凍結，入国禁止措置の根拠となる大統領命令の発出】
			17 日	EU，ウクライナ危機関係者への制裁を発表（EU への渡航禁止と EU 内資産凍結）
	18 日	プーチン露大統領演説（クリミア編入表明），クリミア編入条約署名		
			20 日	米，対露追加制裁を発表（米国内資産凍結と米国入国禁止の対象とする露政府高官等の追加）
	21 日	露連邦議会がクリミア編入条約を批准，クリミアの連邦編入と新連邦構成主体（クリミア共和国，セヴァストポリ市）創設に係る憲法的法律を可決【クリミアの露連邦編入手続完了】	21 日	EU，ウクライナ危機関係者への追加制裁を発表（渡航禁止と EU 内資産凍結の対象となる露政府高官等を拡大）
	21 日	ウクライナ EU 連合協定の政治条項に署名		
			24 日	G7 首脳会合・ハーグ宣言（ロシアのクリミア併合非難，G8 ソチ会合不参加，G7 ブリュッセル・サミット開催決定）
4 月	7 日	「ドネツク人民共和国」樹立宣言		
			17 日	EU，米，露，ウクライナ外相級会合：ウクライナに関するジュネーブ宣言（すべての側の暴力停止，違法武装勢力の武装解除等）
			26 日	G7 首脳声明（露のジュネーブ宣言不履行を非難，ウクライナ大統領選成功に向け対ロ追加制裁で合意）
	27 日	「ルガンスク人民共和国」樹立宣言		
			28 日	米，対露追加制裁を発表（米国内資産凍結，米国入国禁止の対象となる露政府要，企業の追加）
			28 日	EU，ウクライナ危機関係者への追加制裁を発表（渡航禁止と EU 内資産凍結の対象者を拡大）
5 月			29 日	日本，対露制裁を発表（23 名の入国査証発給停止）
	11 日	「ドネツク人民共和国」，「ルガンスク人民共和国」で住民投票		
	12 日	「ドネツク人民共和国」，「ルガンスク人民共和国」が「独立宣言」及びロシア編入要請	12 日	EU，ウクライナ危機関係者への追加制裁を発表（渡航禁止と EU 内資産凍結の対象者を拡大）
6 月	25 日	ウクライナ大統領選挙，ポロシェンコ当選		
			4・5 日	G7 ブリュッセル・サミット 首脳宣言（ポロシェンコ新大統領歓迎，ウクライナ支持，ロシア非難・追加制裁の用意）
	7 日	ポロシェンコ，ウクライナ大統領就任		
	16 日	露ガスブロム，ウクライナへの天然ガス供給停止		
	20 日	ポロシェンコ大統領「和平計画」発表		
	27 日	ウクライナ EU 連合協定の経済条項に署名		

7 月	1 日	ウクライナ政府軍，東部分離派武装勢力への攻撃を再開		
			16 日	米，対露追加制裁を公表（露金融機関（ガスプロム銀行，対外経済銀行），エネルギー企業（ノヴァテック，ロスネフチ）の米市場での資金調達制限（償還期間 90 日超の借入れ禁止等）【金融制裁の開始】
	17 日	マレーシア航空機撃墜事件		
			28 日	日本，対露追加制裁を公表（40 名，2 団体の日本国内資産凍結等）
			29 日	米，対露追加制裁を公表，米市場での資金調達制限の対象に露国有 3 行（モスクワ銀行，対外貿易銀行，ロシア農業銀行）を追加
			29 日	EU，対露追加制裁を公表（露国有金融機関の EU 市場での資金調達制限（償還期間 90 日超の借入れ禁止等），石油部門の高度技術の供与停止等）
			30 日	G7 首脳声明（ロシアのクリミア併合，ウクライナ東部不安定化，マレーシア航空機撃墜を非難）
8 月	6 日	プーチン大統領，対露経済制裁実施国からの食品輸入禁止を指示		
	7 日	露政府，食品輸入禁止措置を実施（対象国：米，EU，加，豪，ノルウェー，期間：1 年間）		
9 月	3 日	プーチン大統領，ウクライナ紛争正常化プランを発表		
	5 日	ミンスク停戦合意（欧州安全保障協力機構（OSCE），ウクライナ，ロシア，「ドネツク人民共和国」，「ルガンスク人民共和国」代表者が署名）		
			11 日	EU，露の金融，エネルギー，防衛部門への制裁強化を発表（対象は，国有金融機関 5，エネルギー企業 3，防衛企業 3，禁止される融資を償還期間 90 日超から 30 日超に拡大）
			12 日	米，露の金融，エネルギー，防衛部門への制裁強化を発表（資金調達制限の対象にズベルバンクを追加，禁止される融資を償還期間 90 日超から 30 日超に拡大）
10 月	26 日	ウクライナ最高議会選挙		
	30 日	ロシア・ウクライナ天然ガス供給再開合意		
11 月	2 日	「ドネツク人民共和国」，「ルガンスク人民共和国」で「議会選挙」，「首長選挙」実施。		
	3 日	ポロシェンコ大統領，東部分離派支配地域の「特別な地位に関する法律」を廃止する方針を表明		
	10 日	ウクライナ最高議会選挙結果公表（第 1 党ペトロ・ポロシェンコ・ブロック（ポロシェンコ），第 2 党人民戦線（ヤツェニウク）		
	27 日	ウクライナ，連立政権発足，ヤツェニウク首相再任		
12 月	2 日	プーチン大統領，欧州向け天然ガスパイプライン「サウスストリーム」中止を表明		
	9 日	露ガスプロム，ウクライナへの天然ガス供給再開		
			18 日	オバマ大統領，対ロ制裁強化法案に署名（軍事，エネルギー企業対象，直ちに発動はせず）
2015 年				
1 月		ドネツク空港等を巡りウクライナ東部分離派勢力の攻勢激化		
2 月	11・12 日	独・仏・露・ウクライナ首脳会談（ミンスク），ウクライナ東部での停戦等に合意		
	12 日	「ミンスク合意の実施に係る包括的措置」署名（9 月 5 日のミンスク停戦合意の署名者が署名）		
			13 日	G7 首脳声明（「ミンスク合意の実施に係る包括的措置」採択を歓迎，その厳守を要求）
	15 日	ウクライナ東部停戦合意発効		

資料： ウクライナ・ロシアの動向については，末澤（2014）をもとに，各種報道，ロシアの関係法令等を参照して筆者が加筆．西側諸国の動向については，European Union, U.S. Department of State, 日本国外務省の HP での公表資料や各種報道から筆者作成．

2. ロシアの経済動向

ロシア経済は、2000年から2007年には平均7.2%の高いGDP成長率を維持したが、2008年後半以降リーマンショックの影響を受けて減速し、2009年にはマイナス7.8%と大幅に落ち込んだ。その後は急速に回復し、2010年4.5%、11年4.3%と堅調に推移したが、12年3.4%、13年1.3%と減速した。2014年に入るとGDP成長率は期を追って減速し、通年では0.6%に落ち込んだ。2012年以降のロシア経済の減速の原因としては投資の減少が指摘されているが、2014年の支出GDP成長率で顕著なのは、まず、総固定資本形成の増加率が前年の1.4%から▲2.5%と減少に転じたことであり、次は、家計消費支出の増加率が前年の5.0%から1.9%に低下したことである。いずれも2009年の経済危機以降最低の水準であり、総固定資本形成が減少したのは2009年以来である（第1表）。

第1表 ロシアの支出GDP成長率（単位：%）

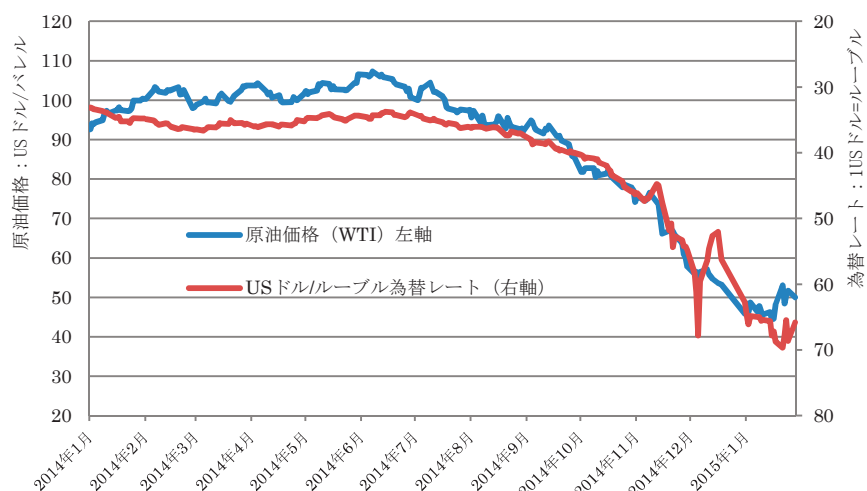
	2000— 2007 平均	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
GDP	7.2	5.2	▲ 7.8	4.5	4.3	3.4	1.3	0.6
最終消費支出	8.1	8.6	▲ 3.9	3.5	5.3	6.4	3.9	1.5
家計	10.5	10.6	▲ 5.1	5.5	6.8	7.8	5.0	1.9
政府	1.8	3.4	▲ 0.6	▲ 1.5	1.4	2.6	1.1	0.5
非営利組織	▲ 3.0	▲ 1.4	▲ 8.0	▲ 0.5	▲ 4.9	▲ 1.3	▲ 1.5	▲ 1.5
総蓄積	20.6	10.5	▲ 41.0	28.5	21.0	3.0	▲ 6.6	▲ 5.7
総固定資本形成	13.4	10.6	▲ 14.4	5.8	9.1	6.6	1.4	▲ 2.5
輸出	8.6	0.6	▲ 4.7	7.0	0.3	1.1	4.6	▲ 2.0
輸入	21.3	14.8	▲ 30.4	25.8	20.3	8.7	3.8	▲ 6.8

資料：ロシア連邦統計庁 HP。

投資の減少及び個人消費の減速については、金野（2014）が次のように指摘している。まず、投資の減少についてはルーブルの下落が主因であった可能性が高いと指摘している。自国通貨の為替レートが下落した場合、収益に占める輸出額の比率（輸出比率）が高い企業では自国通貨建ての輸出額増加によって投資利益率の上昇が見込まれ、中間・投資需要に占める輸入額の比率が高い企業では中間財・投資財の輸入額の増加によって投資収益率の低下が見込まれるが、ロシアの場合、輸出比率の高い企業は原油・天然ガス等の鉱業にほぼ限られ、それ以外の業種ではルーブル下落による投資収益率低下の影響を受けるため、ロシア全体ではルーブル下落により投資の減少を招いたと考えられる、ということである。また、個人消費の減速については、景気低迷による実質賃金の伸び率鈍化に加えて、銀行の個人向け貸出しの減速と家計の債務利払い負担の増加があるとみられると指摘している。

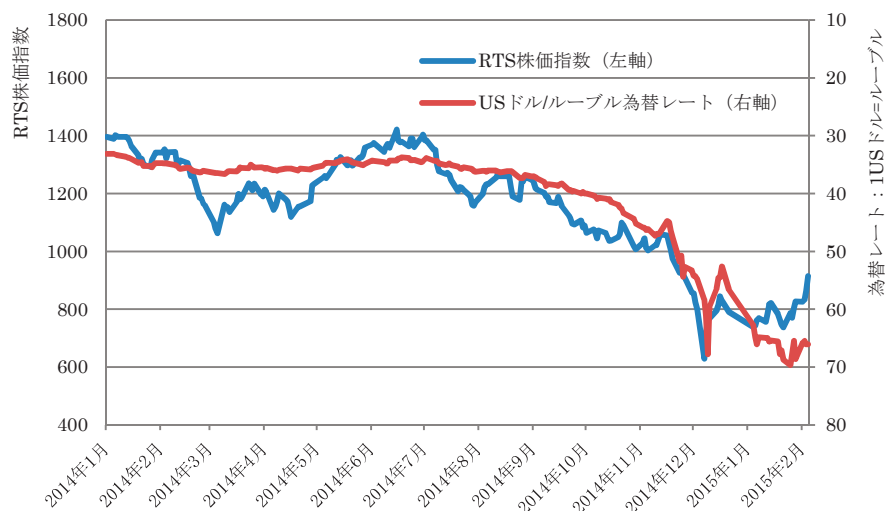
ルーブル下落の原因については、金野（2014）は2014年9月の時点でウクライナ問題を巡る先行き不透明感の高まりを指摘しているが、それに加えて、2014年夏以降は急速に進行した原油価格の下落がルーブルの一層の下落に拍車をかけたとみられる。第1図では、2014年1月以降の原油価格（ニューヨーク・マーカンタイル取引所のWTI期近価格）とUSドル/ルーブル為替レートの推移を対比してみたが、二つの数値には強い相関関係があり、2014年夏以降、原油価格の低下をなぞるようにルーブルの対USドルレートの下落が

進行していることがわかる。



資料： ロシア銀行HP, USEIAから筆者作成。

原油安とルーブル安が示すロシア経済の先行きの暗さを反映して、2014年夏以降ロシアの株価も下落している。第2図に2014年1月以降のルーブルの対USドルレートとロシアの株価（RTS株価指数）の推移を対比したが、両者の数値も強い相関関係にあり、特に2014年11月から2015年1月頃の動きは顕著に連動している。

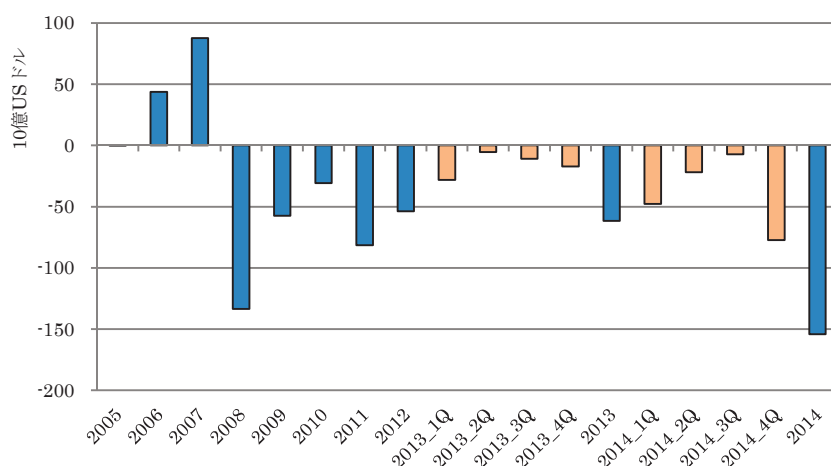


資料： ロシア銀行HP, モスクワ証券取引所HPから筆者作成。

2000年代におけるロシア経済の高成長は、原油価格の高騰で交易条件の改善が進んだこ

とによって GDI（国内総所得）が増加し、平均賃金が上昇して家計消費が拡大するという経路で実現されたことが指摘されている（田畑（2011）55-58 頁）。2014 年の原油価格下落は、このような経済成長のメカニズムを逆回転させることによって経済を減速させているのであり、原油価格、ルーブル相場、株価の下落の連鎖は、石油輸出に依存したロシア経済の限界を如実に示したものといえよう。

こうした中、ロシアでは資本の純流出金額が増加している。第 3 図で民間純資本流出入額の推移を確認すると、2008 年以降純流出が続いているが、2014 年に入ってその金額が急速に拡大している。2014 年第 1 四半期には、ウクライナのユーロマイダン革命からロシアのクリミア併合に至る事態の急激な変化と先行き不透明感の深まりを背景として純流出額が 477 億ドルに達し、その後減少したものの、第 4 四半期には、西側諸国による経済制裁の強化や原油安・ルーブル安の急激な進行を背景として 774 億ドルに急増し、2014 年通年の純流出額は 1,541 億ドルに達した。これはリーマンショックが発生した 2008 年の純流出額 1,336 億ドルを超える金額である。

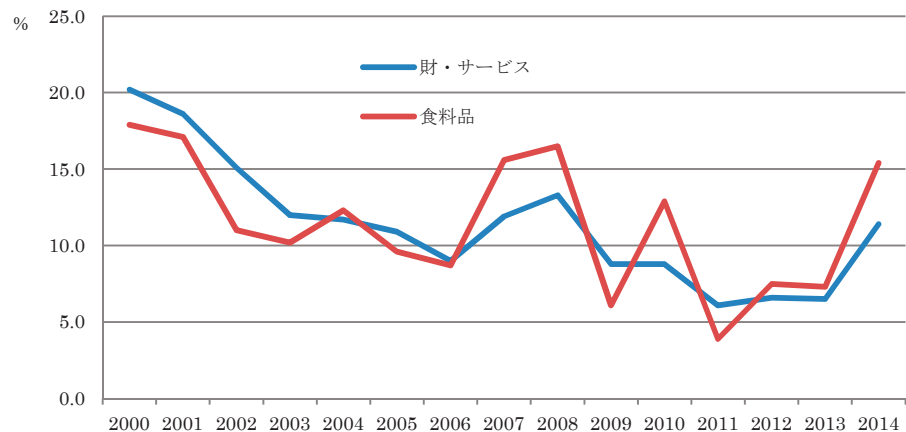


第3図 ロシアの民間純資本流出入額（+：流入，－：流出）

資料：ロシア銀行HPから筆者作成。

2014 年のロシア経済減速の要因となった家計消費の減速と投資の減少であるが、今後も見通しは厳しい。家計消費については物価上昇の進行，投資については高水準に引き上げられた金利がその回復を妨げると考えられるからである。

2014 年には、大幅なルーブル安に伴う輸入品の価格上昇や食料品輸入禁止措置の影響と見られる物価上昇の加速が起きており、各年の消費者物価上昇率（各年 12 月の消費者物価の対前年同月上昇率）を見ると（第 4 図），2013 年には財・サービス全体で 6.5%，食料品で 7.3%だったが、2014 年にはそれぞれ 11.4%，15.4%と物価上昇率が大きく上がり、輸入禁止措置を発動した食料品でより高くなっている。2015 年に入ってから前年を上回るペースの物価上昇が続いており、引き続き家計消費を冷え込ませるとみられる。



第4図 ロシアの消費者物価上昇率の推移 (各年12月対前年同月比)

資料： ロシア連邦統計庁HPから筆者作成。

ロシア銀行は、通貨防衛とインフレ抑制の対策として、2014年に累次にわたって政策金利の引き上げを行っており、ルーブルの下落が急速に進行した12月には政策金利は17.0%まで引き上げられた。2015年2月と3月に若干引き下げられたものの、14.0%とまだ非常に高い水準であり（第2表）、投資の縮小が懸念される。

第2表 ロシア銀行の政策金利の推移

適用期間	2015.3.16 ～	2015.2.2 ～3.15	2014.12.16 ～2015.2.1	2014.12.12 ～12.15	2014.11.5 ～12.11	2014.7.28 ～11.4	2014.4.28 ～7.27	2014.3.3 ～4.27	2013.9.13 ～2014.3.2
政策金利(%)	14.0	15.0	17.0	10.5	9.5	8.0	7.5	7.0	5.5

資料：情報・法令ポータルサイト『ガランツ』『政策金利及び再融資金利』。

こうした状況を反映して、ロシア連邦経済発展省が2015年2月に公表した「2015年のロシア連邦の社会・経済発展予測」においては、2015年予測として、原油価格50ドル/バレル、為替レート1USドル=61.5ルーブルを前提として、消費者物価上昇率15.8%、GDP成長率▲3%、固定資本投資増加率▲13.7%、小売販売額増加率▲8.2%、実質可処分所得増加率▲6.3%など大変厳しい見通しが示されている（第3表）。

第3表 ロシアの主要マクロ経済指標（2015年予測）

	2013	2014	2015
原油価格（ウラルス，USドル/バレル）	108.0	98.0	50.0
消費者物価上昇率（年平均）	6.8	7.8	15.8
為替レート（1USドル/ルーブル，年平均）	31.8	38.0	61.5
GDP成長率（%）	1.3	0.6	▲ 3.0
鉱工業生産増加率（%）	0.4	1.7	▲ 1.6
固定資本投資増加率（%）	▲ 0.2	▲ 2.5	▲ 13.7
小売販売額増加率（%）	3.9	2.5	▲ 8.2
実質賃金上昇率（%）	4.8	1.3	▲ 9.6
実質可処分所得増加率（%）	3.2	▲ 1.0	▲ 6.3
輸出額（10億USドル）	523.0	494.0	334.0
同増加率（%）	3.4	▲ 0.6	▲ 0.1
輸入額（10億USドル）	341.0	308.0	197.0
同増加率（%）	▲ 0.8	▲ 8.6	▲ 33.9

資料： ロシア連邦経済発展省（2015）6頁の表から抜粋。

3. 2014年のロシア農業・農政

本節においては、まず2014年におけるロシア農業・農政を巡る大きなトピックとして、ロシアが欧米諸国による経済制裁への対抗措置として発動した食品輸入禁止措置とその影響並びに豊作とルーブル安の下での穀物輸出の急速な進展と穀物輸出関税の導入について説明した後、2014年のロシアの農業生産動向を概観することとする。

（1） 2014年のロシアの農業・農政のトピック

1） 食品輸入禁止措置の発動と輸出国への影響

ロシアはウクライナ危機を巡る欧米諸国の経済制裁に対する対抗措置として食品の輸入禁止措置を発動した。2014年8月6日、プーチン大統領は対ロ経済制裁を実施した国に対し食品等の輸入禁止措置を講じるよう連邦政府に命令した（同日付ロシア連邦大統領令第560号）。翌8月7日連邦政府は輸入禁止措置の具体的な内容を決定し（同日付ロシア連邦政令第778号）、当該措置は同日付で発動された。具体的な内容は次のとおりである。

- ① 対象国・地域： 米国，EU加盟国，カナダ，オーストラリア及びノルウェー
- ② 対象品目： 食肉・肉製品，水産物，牛乳・乳製品，野菜，果実等
- ③ 実施期間： 発動の日から1年間

8月20日にはロシア国内での生産に必要な種子や種苗等が対象品目から除外されている（同日付ロシア連邦政令第830号）。この政令によって修正された輸入禁止対象品目の詳細は第4表のとおりである。

第4表 ロシアの食品輸入禁止措置の対象品目

関税同盟品目コード (HS 準拠)	品目名称
0201	生鮮・冷蔵牛肉
0202	冷凍牛肉
0203	豚肉
0207	家禽肉
0210*	塩漬け、塩水漬け、乾燥又は燻製の肉
0301*	生きた魚（大西洋サケ及びニジマスの稚魚を除く）
0302,0303,0304,0305,0306,0307,0308	魚及び甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物
0401*, 0402*,0403*, 0404*,0405*,0406*	牛乳及び乳製品（乳糖を除去した牛乳・乳製品を除く）
0701*,0702 00 000,0703*,0704,0705,0706,0707 00, 0708,0709,0710, 0711,0712*, 0713*,0714	野菜、食用の根菜及び塊茎（馬鈴薯の種芋、ネギの種子、播種用のスイートコーン及びび豆を除く）
0801,0802,0803,0804,0805,0806,0807,0808,0809, 0810,0811,0813	果実及び木の実
1601 00	ソーセージ等の食肉加工品
1901 90 110 0*,1901 90 910 0*	植物油脂をベースとしチーズ等を含む調整食料品
2106 90 920 0*,2106 90 980 4*, 2106 90 980 5*,2106 90 980 9*	植物油脂をベースとし牛乳を含むその他の調整食料品

資料： 2014年8月20日付けロシア連邦政令第830号から筆者作成。

注） *を付した品目コードについては、属する品目の一部が輸入禁止措置から除外されている。

輸入禁止措置を発動した理由について、報道によればフォードロフ農相は、ロシアの農業関係金融機関が西側諸国の制裁対象となり、農業分野の資金調達が難しくなったことへの対抗措置であり、食料安全保障を目的としたものである旨説明している（農民報知 2014年10月22日）。ロシアでは、1990年代における畜産の劇的な縮小と畜産物の輸入依存の拡大を背景に食料安全保障と畜産振興が重要な政策課題となった。2010年には「食料安全保障ドクトリン」が定められ、畜産物等主な農産物の自給率目標が設定された。今回の食品輸入禁止措置も同じ文脈の中に位置づけられており、ロシア政府はこれを契機に食料自給政策を強化する方向を打ち出し、2014年12月には改定農業発展計画を公表した。

以下、ロシアの2014年8月から12月までの通関統計を使って、ロシアの輸入禁止対象品目の輸入に前年同期と比べてどのような変化が起きているか確認したい。

最初に概況（第5表）であるが、2014年8-12月の輸入禁止対象品目総輸入額は74.6億ドルで、前年同期比で26.8億ドルと大幅に減少した⁽⁸⁾。このうち、輸入禁止対象国からの輸入額（輸入禁止の施行が8月7日からだったため、同月を中心に若干の輸入が残っている）は4億ドルで、前年同期の10分の1に縮小した。一方、輸入禁止対象外の国からの輸入額は70.6億ドルで、前年同期比9億ドルの増加にとどまった。

第5表 ロシアの輸入禁止対象食品輸入状況（単位：百万ドル）

	2013年8-12月	2014年8-12月	増減
輸入禁止対象品目総輸入額	10,140	7,457	▲ 2,683
うち輸入禁止対象国からの輸入額	3,986	399	▲ 3,587
輸入禁止対象外の国からの輸入額	6,154	7,058	903

資料： ロシア連邦税関庁「通関統計データベース」から筆者集計。

次にロシアの輸入禁止対象食品の主要禁止対象国からの輸入状況（第6表）であるが、ロシアによる輸入の減少額が最も大きかったのは、地域としてはEUで、2014年8-12月

のロシアによる輸入額は2.5億ドル、前年同期比25.5億ドル減だった。品目別には、牛乳・乳製品8億ドル減（うちチーズ5.7億ドル減）、食肉7.6億ドル減（うち豚肉6.5億ドル減⁹⁾）、果実4.7億ドル減（うちリンゴ等2.1億ドル減）、野菜3.3億ドル減（うちトマト1.2億ドル減）等、影響を受けた品目は多岐にわたる。EU加盟国別には、ロシアの輸入額減少1位から10位は第6表所掲（白欄）の各国であり、ポーランドが1位だった。

一国で減少額が最も大きかったのはノルウェーで、2014年8-12月の同国からの輸入額は36百万ドル、前年同期比5.2億ドル減となった。これは基本的に水産物の輸入減少（5.3億ドル減）によるものである。他の輸入禁止対象国では、米国からの輸入額は2.6億ドル減（うち家禽肉1.5億ドル減）、カナダからの輸入額は1.5億ドル減（うち豚肉97百万ドル減）、豪州からの輸入額は1億ドル減（うち牛肉76百万ドル減）だった。

第6表 ロシアの輸入禁止対象食品の主要禁止対象国からの輸入状況（単位：百万ドル）

	2013年8-12月	2014年8-12月	ロシア輸入減少額
輸入禁止対象国計	3,985.9	399.3	▲ 3,586.6
EU28	2,799.8	245.4	▲ 2,554.4
ノルウェー	551.4	35.5	▲ 515.9
ポーランド	439.5	16.6	▲ 422.9
オランダ	376.0	24.1	▲ 352.0
ドイツ	346.7	67.0	▲ 279.7
デンマーク	280.0	10.3	▲ 269.7
米国	354.3	93.0	▲ 261.3
スペイン	266.1	18.0	▲ 248.1
フランス	188.2	13.2	▲ 175.0
カナダ	177.5	24.1	▲ 153.4
フィンランド	160.4	7.8	▲ 152.6
ベルギー	140.6	4.1	▲ 136.6
イタリア	149.7	21.4	▲ 128.3
豪州	102.8	1.3	▲ 101.6
リトアニア	90.7	7.6	▲ 83.0

資料： ロシア連邦税関庁「通関統計データベース」から筆者集計。

注） 列記した EU 加盟国（白地欄）は当該国からのロシアの輸入減少額が大きい順に 10 か国を抜粋。

ロシアの輸入禁止対象食品の輸入禁止対象国以外の国からの輸入状況は第7表のとおりである。まず目立つのはブラジル、チリ等の南米諸国からの輸入の増加である。ブラジルからの輸入は4.9億ドル増加しているが、これは基本的に食肉の輸入が4.9億ドル（豚肉2.7億ドル、家禽肉1.2億ドル、牛肉94百万ドル）増えたことによるものである。チリからは、1.8億ドルの輸入増加のうち、水産物が1.4億ドル、豚肉が40百万ドルを占める。

輸入額増加の3位はロシアと関税同盟を結成しているベラルーシであるが、もともとの輸入額が大きいため増加率は9.5%と表中の各国では最も小さい。品目別には牛乳・乳製品45千万ドル増、食肉36千万ドル増などである。ベラルーシからの輸入については、ロシアは輸入禁止対象国の産品が同国産に姿を変えて輸入されているとの疑いを持っており、国境でのチェックを強化しているため、金額が減少してきている⁽¹⁰⁾。

セルビア等、輸入禁止対象外の欧州諸国からの輸入も増えている。フェロー諸島やグリーンランドのようにEU加盟国であるデンマークの自治領でありながらロシアが輸入を禁

止していない地域からの輸入が増えていることも興味深い。これらの地域からはノルウェーからの輸入減少を補う形で水産物の輸入が増加している。

第7表 ロシアの輸入禁止対象農水産物の禁止対象外の国からの輸入状況（単位：百万ドル）

	2013年 8-12月	2014年 8-12月	ロシア輸入増加額
輸入禁止非対象国計	6,154.3	7,057.5	903.3
ブラジル	922.8	1,411.4	488.7
チリ	191.6	372.8	181.2
ベラルーシ	1,125.2	1,231.7	106.5
セルビア	89.4	186.3	96.9
アルゼンチン	181.6	264.3	82.7
中国	435.3	504.0	68.7
フェロー諸島	83.5	139.3	55.8
ウルグアイ	111.8	151.6	39.7
アイスランド	105.9	135.2	29.3
インド	25.9	53.6	27.7
グリーンランド	0.8	23.5	22.6
マケドニア	6.9	23.5	16.7
スイス	12.2	28.9	16.6
ヴェトナム	74.3	89.0	14.6
ニュージーランド	36.2	46.9	10.7

資料： ロシア連邦税関庁「通関統計データベース」から筆者集計。

注） 列記した国は、輸入禁止対象外の国のうち当該国からのロシアの輸入増加額が大きい順に15か国を抜粋。

この食品輸入禁止措置がロシアの農産物需給にどのような影響を及ぼしているか、第8表で食肉を例に考察してみたい。最初にお断りしておくが、同表の生産量の数値はロシアの農業企業のみが生産量であり⁽¹¹⁾、執筆時点で農業企業以外の類型の生産主体（住民経営、農民経営）の生産量は2014年の数値が未公表だったためこの数値を用いたが、これまでの趨勢から住民経営等で生産量の大きな変化、特に増加が起きている可能性は低いと考えられるので、2013年から2014年の増減量でみれば全生産主体の数値に近いと考えてもそれほど無理はないと思われる。また、生産量の数値は「と体重」の数値（生体重の数値から筆者が換算したもの）であり、内臓等を含む値となるため、輸入量の数値より若干ベースが大きく、両者の厳密な比較はできない。

第8表 2013年、2014年のロシアの食肉需給動向

	家禽肉			豚肉			牛肉		
	2013年	2014年	増減	2013年	2014年	増減	2013年	2014年	増減
生産量（農業企業、千トン）	3,418	3,736	318	1,917	2,167	250	526	519	▲ 6
輸入量（千トン）	527	453	▲ 74	620	372	▲ 248	658	630	▲ 29
平均輸入単価（各年12月、千ルーブル/トン）＊「増減」欄は増加率（％）	55	100	81	115	231	101	144	234	63
消費者価格指数（各年12月、2013年12月100）	100	123	23	100	116	16	100	110	10

資料： ロシア連邦税関庁「通関統計データベース」、同連邦統計庁「中央統計データベース」から筆者作成。

注） 平均輸入単価はドル建てからルーブルに換算したもので、為替レートは、2013年12月が1ドル＝32.88ルーブル、2014年12月が同55.77ルーブルである（ロシア銀行の毎日のレートを筆者が月ごとに平均）。

このようにあくまで粗いイメージではあるが、第8表の数値からは以下のことが指摘で

きる。家禽肉では輸入量の減少を国内生産量の増加が上回っており、豚肉では輸入量の減少を国内生産量の増加がおおむね補っているが、牛肉では輸入量、国内生産量ともに減少している。食肉全体として見ると、牛肉の供給減を家禽肉の供給増で十分補った形となっている。食肉の供給には数量的に見る限り少なくとも大きな不足はなかったと思われる。2000年代後半以降、ロシアの畜産業は、養鶏、養豚の大規模な企業的生産が中心となって回復する一方、肉用牛生産や酪農は停滞・縮小を続けてきたが、欧米諸国からの食肉の輸入禁止措置に応じた生産拡大でもこれまでと同じ動向が続いている。

他方、輸入価格はルーブルの対 US ドルレートが大きく下がっているため、2013 年 12 月から 2014 年 12 月の間に、家禽肉で 81%、豚肉で 101%、牛肉で 63%と大幅に上昇した。その影響もあって消費者価格指数は、家禽肉で 23%、豚肉 16%、牛肉 10%の上昇となった。供給量は一応確保したが、ルーブル安による輸入価格高騰の影響は避けられなかったということだろう。供給が増えたはずの家禽肉の価格上昇幅が大きく、牛肉では小さかったのは、所得水準が実質的に低下する中で、相対的に価格の高い牛肉の需要が減少し、安い家禽肉の需要が増加したためであろうか。

2) 穀物輸出の急速な進展と穀物輸出関税の導入

ロシアの最近 4 農業年度（ロシアの農業年度は 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで。以下単に「年度」という）の穀物輸出量は第 9 表のとおりである。総輸出量は、前年度の凶作に伴う穀物輸出禁止が明けた 2011/2012 年度に過去最高の 27.5 百万トン記録したが、2012/2013 年度には再度の不作のため大きく減少し、15.8 百万トンにとどまった。同年度には、2010/2011 年度とは異なり穀物輸出の制限措置が発動されることはなかったが、年度後半の半年間の輸出は、在庫水準の低下等を反映して穀物の国内価格が高騰したことによって抑制され、2.6 百万トンにとどまった。2013/2014 年度に入ると、2013 年の穀物生産回復と穀物価格の低下を受けて穀物輸出が急増し、25.5 百万トンが輸出された。

第 9 表 ロシアの穀物輸出（単位：千トン）

	2011/2012 年度	2012/2013 年度	2013/2014 年度	2014/2015 年度 (7-12 月)
穀物計	27,477	15,795	25,453	21,065
小麦	21,340	11,137	18,311	16,391
大麦	3,609	2,255	2,709	3,259
トウモロコシ	1,903	1,931	4,055	1,117

資料：ロシア連邦税関庁「通関統計データベース」から筆者集計。

2014/2015 年度は、穀物生産が 2008 年以來の 2 番目の大豊作となり、ルーブル安と相まって穀物輸出が急速に進んだ。2014 年 7 月から 12 月の半年だけで 21.1 百万トンの穀物が輸出された。これと並行してルーブル安が急速に進行したことから、ルーブル換算の輸出価格が上昇し、これに引きずられる形で小麦の国内価格が上昇したため、インフレ抑制の観点から 2015 年 2 月 1 日以降小麦を対象として輸出関税が適用されることとなった（2014 年 12 月 25 日付政令第 1495 号）。税額は「15%+7.5 ユーロ/トン。ただし 35 ユーロ/トンを超えない」となっている。

一ロ/トンを下回らない」であり、同政令によれば輸出関税は 2015 年 6 月 30 日まで適用される。これにより今後は小麦輸出が抑制されるとみられる。

（２） 2014 年のロシアの農業生産動向

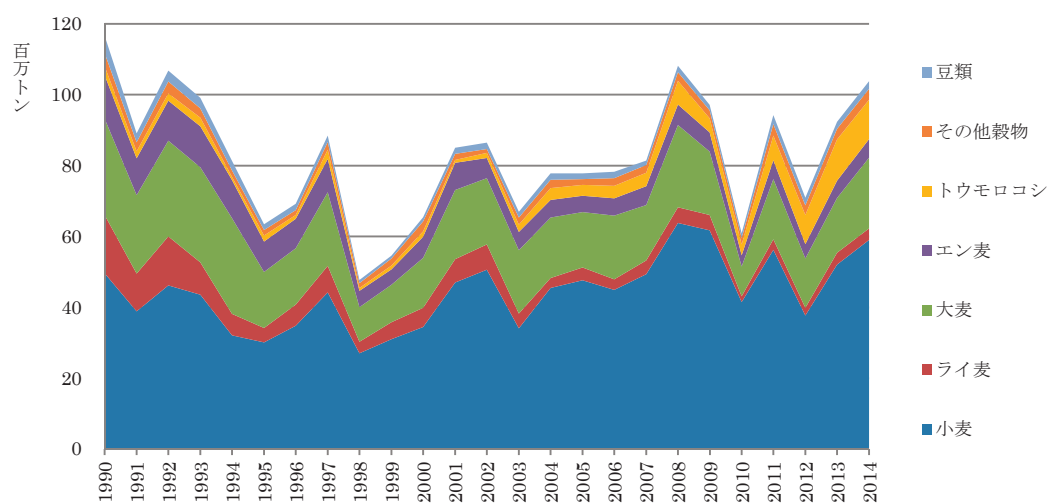
１） 耕種農業の動向

ロシアの耕種農業は、1990 年代の生産縮小を経て、2000 年代には穀物生産を中心として生産が回復し、新興穀物輸出国として、特に小麦の輸出では国際市場で重要な役割を担うに至っている。その一方で、干ばつ等の影響による生産と輸出の変動が大きく、凶作だった 2010/2011 農業年度における穀物輸出禁止措置の発動など、国際市場の不安定要因となることもあった。本項では、2014 年の穀物を中心とした生産動向を概観する。

（ア） 穀物・豆類⁽¹²⁾

ロシアでは多種の穀物・豆類（以下、特記しない限り「穀物等」と総称）が生産されている。そのうち食用が主用途となるのが小麦、ライ麦、コメ、ソバ等であり⁽¹³⁾、大麦、トウモロコシ、エン麦、キビ、豆類等は主に飼料用等に用いられる。ロシアの穀物生産は、1990 年代の市場移行期に減少し、1998 年を底として回復に転じたが、収穫量は冬期の厳寒や春夏期の干ばつの影響で毎年大きく変動しており、近年は 2008 年のピークまでのような明確な増加傾向が見られなくなっている（第 5 図）⁽¹⁴⁾。

2014 年は天候に恵まれ、穀物等の収穫量は 103.8 百万トン（暫定値。以下 2014 年の数値について同じ）に達した。これは 1991 年のロシア連邦発足以来 2008 年（108.2 百万トン）に次ぐ第 2 位の豊作である。作目別には、小麦が最大の 59 百万トン、次いで大麦 20 百万トン、トウモロコシ 11.1 百万トン、エン麦 5.3 百万トン、ライ麦 3.3 百万トン等であり、このうち前年の収穫量を上回ったのが小麦、大麦、エン麦、下回ったのがライ麦、トウモロコシだが、トウモロコシの収穫量は高水準で 2 年続けて 10 百万トンを超えている。

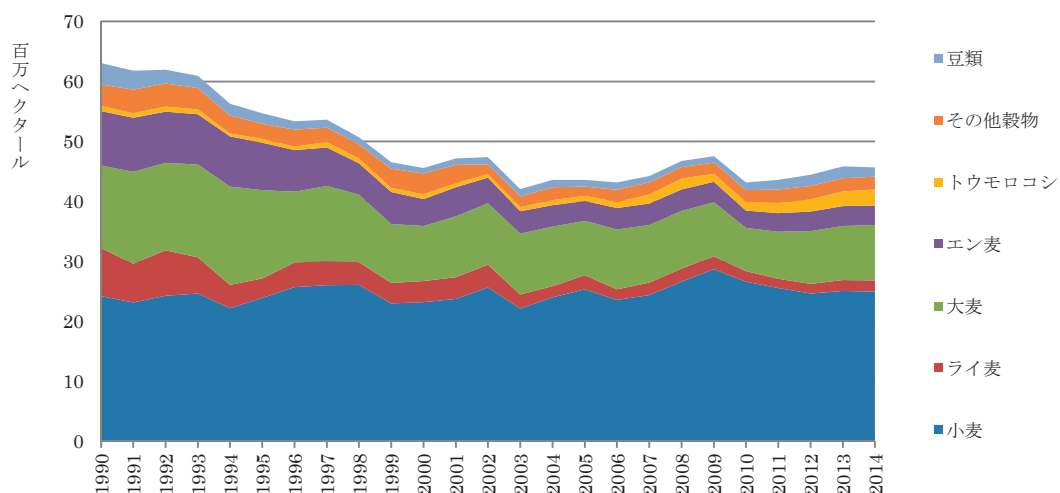


第5図 ロシアの穀物等収穫量

資料：ロシア連邦統計庁HPから筆者作成。2014年は暫定値。

穀物等の作付面積は、収穫量のような大きな変動はなく、総作付面積は、1990年代に大幅に減少した後は、需給・価格動向等に対応したと思われる変化があるものの、比較的安定的に推移している。近年では、穀物危機といわれた2008年頃までの穀物価格高騰を反映して、2009年にいったんピーク（47.6百万ha）に達し、リーマンショック後の国際穀物価格の低下や2010年のロシアの大干ばつの影響で減少した後、徐々に回復している。

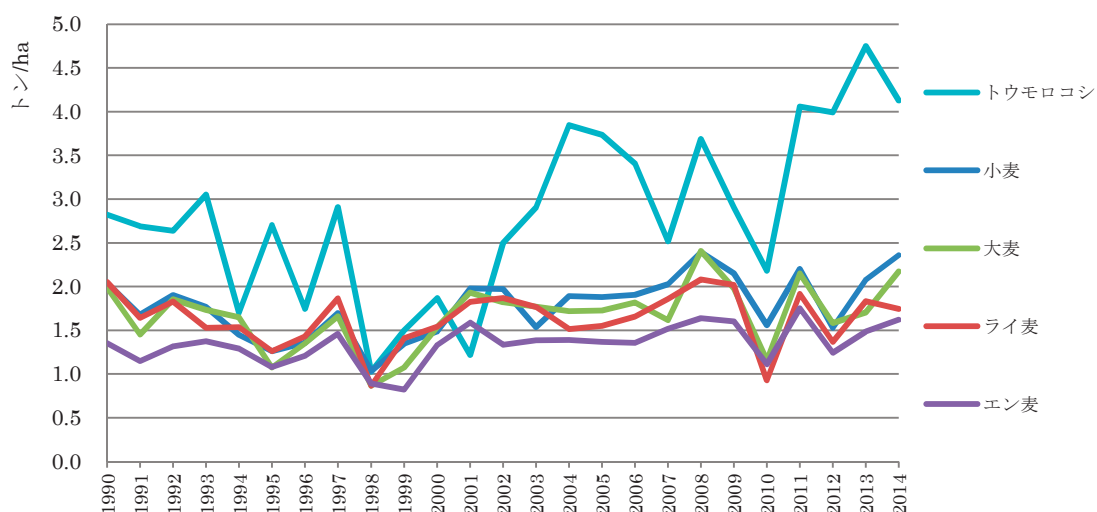
2014年の穀物等の作付面積は4,571万haで、前年（4,583万ha）を若干下回った。作目別には、小麦が最大の25百万ha、次いで大麦9.2百万ha、エン麦3.2百万ha、トウモロコシ2.7百万ha、ライ麦1.9百万ha等である。前年の作付面積を上回ったのがトウモロコシ（24万ha増）、ライ麦（17万ha増）、大麦（4万ha増）等であり、豆類、ソバ、エン麦、小麦は前年を下回った（第6図）。



第6図 ロシアの穀物等作付面積

資料：ロシア連邦統計庁HPから筆者作成。2014年は暫定値。

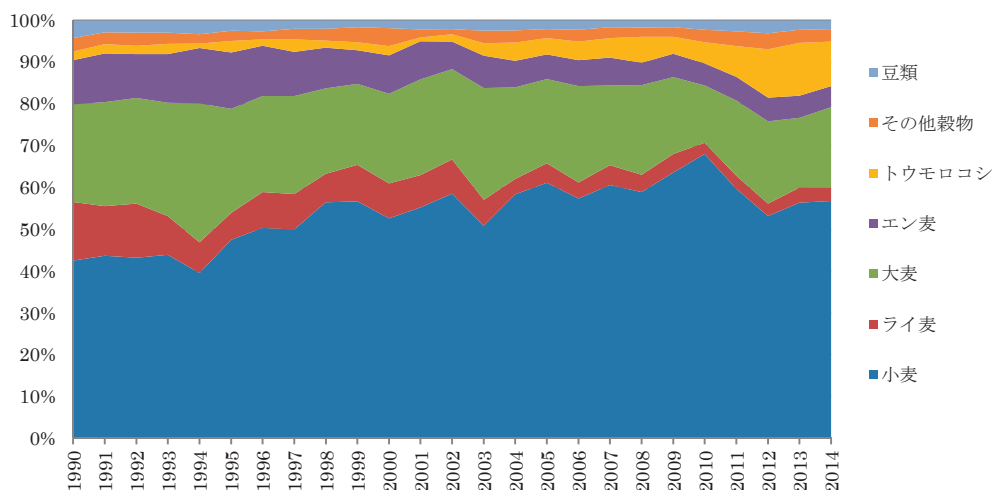
ロシアの穀物等の単収（作付面積ベース）は総じて低水準であり、毎年の気象条件の影響を受けて大きく変動する。不作年には冬期のウインターキルや春夏期の干ばつによって大きく単収が落ち込む。主な穀物等の単収の推移は第7図のとおりであり、1990年代末に底を打って以降、総じて上昇傾向にあることがわかるが、中でもトウモロコシの単収が高水準で、上昇も急である。最近3年間（2012年～2014年）の平均値は、ヘクタール当たりで、小麦1.99トン、ライ麦1.65トン、大麦1.82トン、エン麦1.45トン、トウモロコシ4.29トンである（第7図）。



第7図 ロシアの主要穀物の単収

資料：ロシア連邦統計庁HPから筆者計算。

ここで今一度穀物等の収穫量に立ち戻り、総収穫量に占める各種穀物の構成割合を見ると、2000年代の終わり頃から、徐々にではあるがロシアの穀物生産に構造的な変化が起きていることが明瞭になる。それは、穀物生産における小麦集中の軽減と、トウモロコシを中心とする、これまでシェアの低かった飼料穀物の割合の増加である。



第8図 ロシアの穀物等収穫量構成割合

資料：ロシア連邦統計庁HPから筆者作成。2014年は暫定値。

2014年の収穫量を前回の大豊作年の2008年と比較すると、小麦が穀物等の総収穫量の6割弱を占める基本的な構造は変わらないが、それでも総収穫量に占める小麦の割合は59%から57%に減少し、大麦が21%から19%、ライ麦が4%から3%へシェアを下げる一方で、トウモロコシは6%から11%へとシェアを大きく伸ばし、豆類も1.7%から2.1%

とわずかではあるがシェアを増やしている（第 8 図）。そこで、2008 年と 2014 年の間の穀物等の収穫量の変化に、穀物等の収穫量と単収の変化がどのように寄与したか分析してみた（第 10 表）。

第 10 表 2008 年と 2014 年の穀物・豆類収穫量の変化(▲434 万トン)に対する寄与率(%)

	収穫量変化	作付面積変化寄与率	単収変化寄与率
穀物・豆類	100.0	21.5	78.5
小麦	94.8	75.6	19.2
ライ麦	28.3	12.8	15.5
大麦	72.9	22.7	50.1
エン麦	13.1	11.7	1.4
キビ	5.1	1.8	3.4
ソバ	6.0	1.8	4.2
トウモロコシ	▲ 101.5	▲ 78.7	▲ 22.8
コメ	▲ 7.1	▲ 3.7	▲ 3.4
ソルガム	▲ 3.0	▲ 1.7	▲ 1.3
豆類	▲ 8.7	▲ 20.8	12.2

資料：ロシア連邦統計庁 HP から筆者計算。

注 1) 2014 年のライ小麦の収穫量は 2008 年までの分類に従い小麦に含めた。

注 2) 面積変化と単収変化の重複部分は両者に 1/2 ずつ案分した。

注 3) 2008 年と 2014 年の間に穀物・豆類収穫量が▲434 万トン減少しているため、表中の正の値は総収穫量を減少させる方向での寄与、負の値はこれを増加させる方向での寄与を意味する。

まず、穀物等全体としてみれば、2008 年と 2014 年の間の収穫量の変化(▲434 百万トンの減少)に対する寄与率は、作付面積変化が 21.5%、単収変化が 78.5%（収穫量が減少しているので、個々の要因の寄与率は正の符号が収穫量を減少させる方向、負の符号がこれを増加させる方向での寄与を意味する）で、単収変化の寄与率が大きかった。この間の単収変化については、無機肥料投入量の変化が総じて小さかったことを考えると、産地の天候条件の違い（2014 年は総じて天候に恵まれたが、2008 年の方が更に良かった）によるところが多いと推測される。

品目別には、大別して 2 つのグループに分けられる。第 1 のグループは表中の小麦からソバまでの品目で、これらはいずれも 2008 年から 2014 年の間に収穫量が減少しており、その要因として作付面積、単収ともに減少している。特に寄与率が高かったのは、作付面積変化では小麦と大麦の作付面積減少（寄与率 75.6%、22.7%）、単収変化では大麦と小麦の単収低下（寄与率 50.1%、19.2%）であった。

第 2 のグループは表中のトウモロコシから豆類までの品目で、これらはいずれも 2008 年から 2014 年の間に収穫量が増加しており、豆類で単収が低下した以外、いずれの品目も作付面積、単収ともに増加している。寄与率が特に高かったのは、作付面積変化ではトウモロコシと豆類の作付面積増加（収穫量増加の方向での寄与率 78.7%、20.8%）、単収変化ではトウモロコシ（収穫量増加の方向での寄与率 22.8%）であった。

穀物全体で見て作付面積変化の寄与率が小さかったのは、第 1 グループの作付面積減少の寄与率計 126.4%に対し、第 2 グループの同計▲104.9%が相殺し合った結果であり、ロシア全体で第 1 グループの穀物の作付面積を減らし、第 2 グループの穀物の作付面積を増やす作目転換の動きがあったことを示している。また、多くの品目で 2014 年の単収は 2008

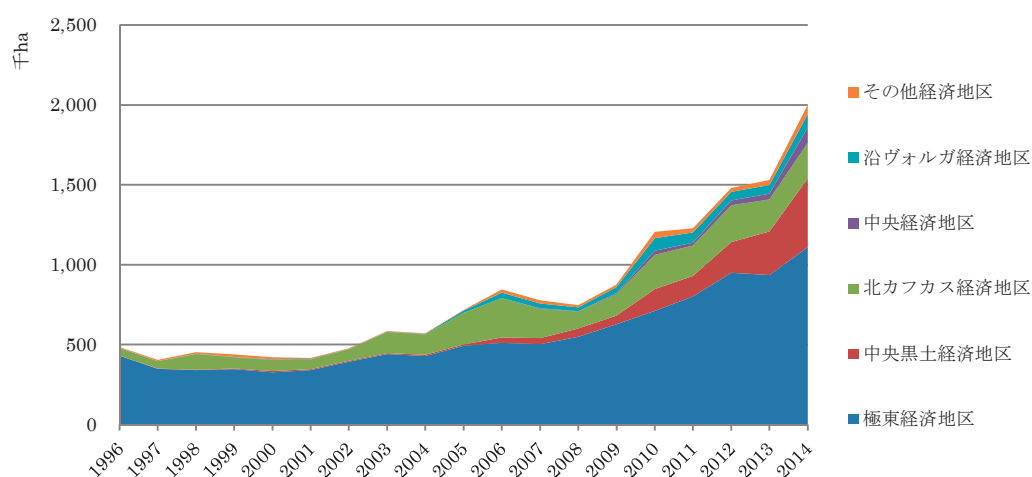
年より低く、気象条件の面で 2014 年は 2008 年より総じて若干不利(2008 年が良すぎた)だったと推測される中で、第 2 グループの品目は豆類を除いて 2008 年より 2014 年の方が単収が高くなっており、生産面において品種や栽培技術の改良、生産財投入の増加など何らかの改善があった可能性を示唆していると考えられる。

第 2 グループの穀物は、基本的に食用とされるコメを除いていずれも飼料穀物であり、豆類を除けばこれまでロシアで広く生産されてこなかった品目である。穀物生産において小麦や大麦など第 1 グループに属する従来からの中核的作目の生産を減らし、トウモロコシを筆頭とする第 2 グループの新たな飼料穀物の生産を増やす動きは、更に検証を要するが、畜産において新たな生産主体の下で養鶏や養豚が急速に拡大し、飼料穀物需要が増加していることに対応した動きであると思われる。

(イ) 工芸作物

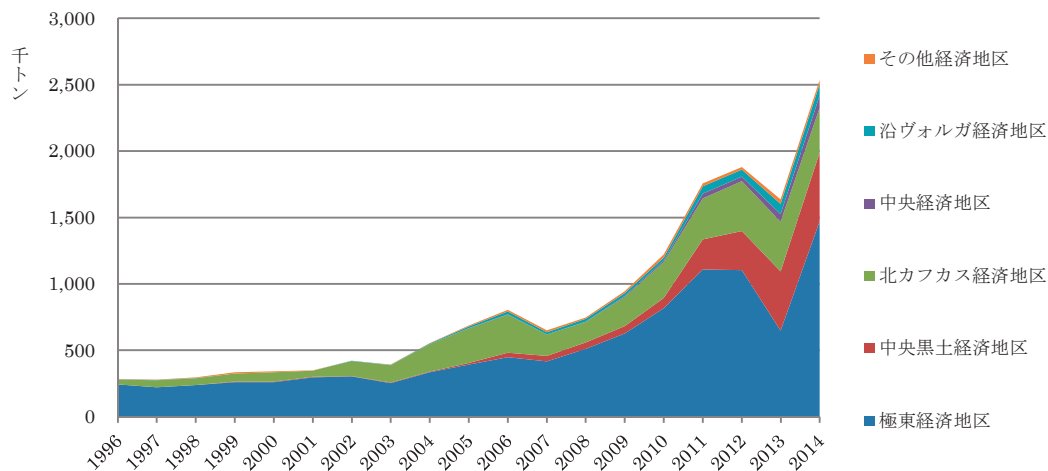
工芸作物の収穫量は、2000 年代を通じて増加傾向が続いているが、こちらも年による変動が大きく、2014 年にはテンサイ及びヒマワリの収穫量はそれぞれ 32.7 百万トン、8.8 百万トンでいずれも対前年減だった。大豆は近年着実に収穫量が増加しており、2014 年の収穫量は過去最高の 2.5 百万トンとなった。以下、大豆生産について詳しく見てみよう。

ロシアの大豆生産は 2000 年代後半以降急速に増加しており、2014 年には作付面積 200 万 ha、収穫量 254 万トンとなった。最大の生産地域は極東経済地区であり、作付面積 111 万 ha、収穫量 147 万トンで、連邦全体に占めるシェアは作付面積の 55%、収穫量の 58% に上る。2013 年に極東経済地区の収穫量が激減しているが、これは同年にこの地域を襲った大洪水の被害によるものである。単収は作付面積ベースで連邦平均 1.27 トン/ha と低い(第 9 図、第 10 図)。理由としては優良種子の不足や栽培技術の低さが指摘されている(ガネンコ 2014)。



第9図 ロシアの大豆作付面積

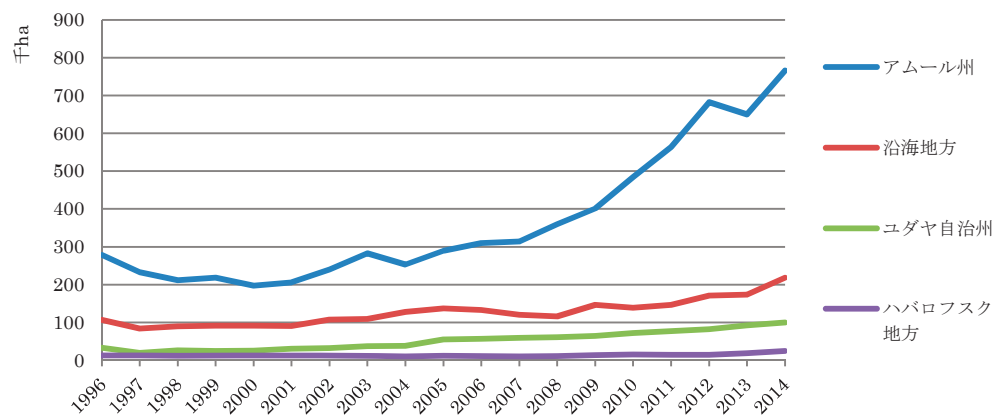
資料：ロシア連邦統計庁「中央統計情報データベース」から筆者作成。



第10図 ロシアの大豆収穫量

資料：ロシア連邦統計庁「中央統計情報データベース」から筆者作成。

ロシア最大の大豆産地である極東経済地区の大豆作付面積を第 11 図で連邦構成主体別に見ると、アムール州が圧倒的に多く、沿海地方がこれに次ぐ。2014 年の作付面積は、それぞれ 77 万 ha、22 万 ha で、経済地区全体に占める割合は、69%、20%である。極東経済地区は古くからの大豆産地だが、主産地のアムール州で 2000 年代後半以降の増加が顕著である。

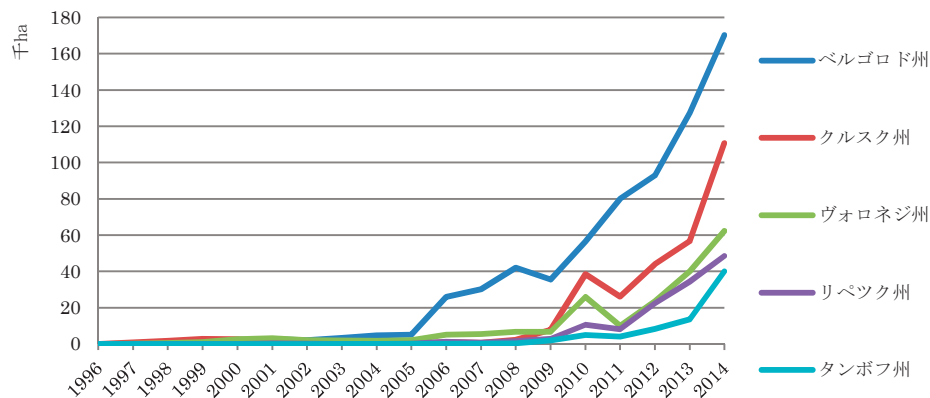


第11図 極東経済地区連邦構成主体の大豆作付面積

資料：ロシア連邦統計庁「中央統計情報データベース」から筆者作成。

極東経済地区に次ぐ大豆産地となった中央黒土経済地区では、もともと大豆の生産はほとんど行われていなかったが、最も早いベルゴロド州で 2005 年以降、その他の州では 2009 年以降作付けが急増している。量的にはまだ極東経済地区に及ばず、2014 年の作付面積は

最大のベルゴロド州で 17 万 ha である。この地域は、アグロホールディングによる垂直統合型の家禽肉や豚肉生産が盛んである。大豆の作付面積増加は、こうした形態での畜産の発展と時期的に符合しており、そうした経営体の中で飼料として利用されているものと思われる（第 12 図）。



第12図 中央黒土経済地区連邦構成主体の大豆作付面積

資料： ロシア連邦統計庁「中央統計情報データベース」から筆者作成。

このように大豆生産量は増加しているが、ロシアは大豆については純輸入国である。2013/2014 年度には極東地域の洪水被害で生産量が 164 万トンと低水準だったこと等から大豆の輸入が急増し、純輸入量は 178 万トンとなった。2014/2015 年度には、生産量が 254 万トンと大幅に増加したが、輸入も速いペースで入っており、純輸入量は半年で 95 万トンに上った。大豆ミールについては純輸出国だが、2014/2015 年度前半の純輸出力が 2,700 トンと量的には少ない。基本的には大豆そのものを輸入し、国内で搾油等所要の加工を行った後、飼料として消費する形である（第 11 表）。

第 11 表 ロシアの大豆等生産・輸出入状況（単位：トン）

		2011/2012 年度	2012/2013 年度	2013/2014 年度	2014/2015 年度 (7-12 月)
大豆	生産	1,756,010	1,879,900	1,636,260	2,536,490
	輸出	53,359	139,381	24,762	69,303
	輸入	765,546	685,145	1,806,878	1,019,382
	純輸入	712,187	545,763	1,782,117	950,079
大豆ミール	輸出	2,522	1,525	3,227	2,855
	輸入	1,749	1,112	667	153
	純輸入	▲ 773	▲ 414	▲ 2,561	▲ 2,701

資料：ロシア連邦税関庁「通関統計情報データベース」より筆者集計。生産量はロシア連邦統計庁「中央統計情報データベース」。

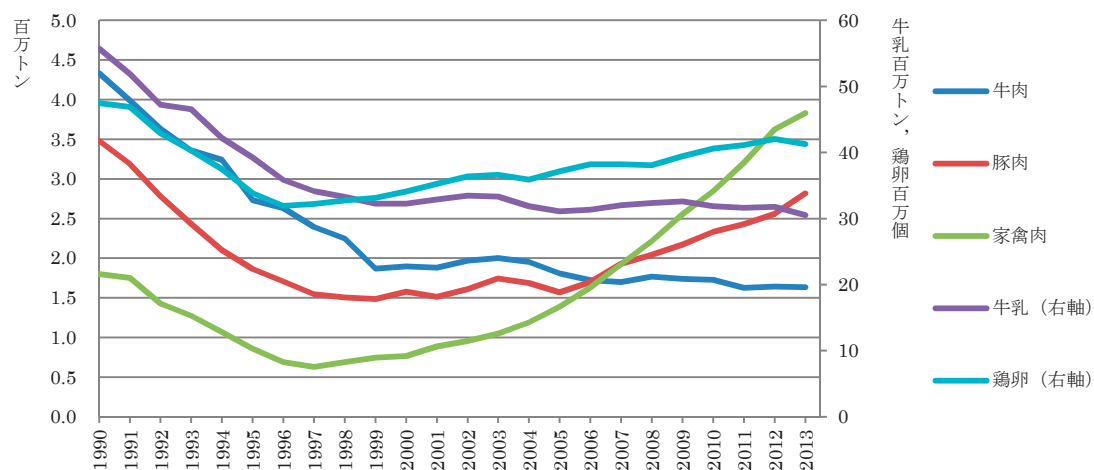
注）輸出入量は、「大豆」については HS1201、「大豆ミール」については HS120810 の数値である。

ロシアでは、2000 年代後半以降の養鶏や養豚を中心とする畜産の急速な回復によって飼料としての大豆需要が拡大しているとみられ、国産ではまかないきれない需要を輸入に依

存している。輸入先としてはパラグアイ、ブラジル、米国が多く、ロシア側の荷受け地（通関地）としてはバルト海に面したカリーニングラード州が大半を占めている⁽¹⁵⁾。ロシアで養鶏、養豚が盛んに発展しているのは中央黒土経済地区を中心とするヨーロッパ・ロシアであり、輸送コスト等も含めてこの経路での輸入にメリットがあるものと思われる。

2) 畜産業の動向

ロシア農業・農政においては、1990年代に大きく縮小した畜産の回復と畜産物の自給率向上が重要な政策課題となっている。ロシアの畜産の回復は部門によって差があり、養鶏（家禽肉、鶏卵）では1990年代後半から生産の回復が始まって、2000年代後半以降家禽肉生産が急速に増加しており、養豚でも2000年代後半以降着実に生産が増加しているが、牛部門（酪農及び牛肉生産）は停滞・縮小が続いている（第13図）。



第13図 ロシアの主要畜産物生産量

資料：ロシア連邦統計庁HPから筆者作成。食肉の数値はと体重。

2014年のロシアの畜産業の生産動向については、本稿執筆時点において農業企業以外の生産主体の数値が揃わないため⁽¹⁶⁾、農業企業について前年からの変化を見てみたい⁽¹⁷⁾。結論から言えば、これまで同様、牛部門の停滞・縮小と養鶏、養豚の拡大が続いている。2013年には、飼料穀物価格の高騰等に伴い、これまで生産の拡大が続いてきた家禽部門でも足踏みが見られ、農業企業において主要畜種で頭数や生産量が拡大したのは豚だけとなったが、2014年には穀物価格の低下等による収益性の改善を反映して家禽の飼養羽数が7.5%増と大きく増え、家禽肉や鶏卵の生産量も緩やかながら増加した。豚は引き続き飼養頭数が増加し、豚肉生産量は13%増と大きく増えた。一方で牛部門は停滞・縮小が続き、飼養頭数は3%減少、牛肉生産量は1.2%減少した。雌牛の頭数が2.7%減少する一方で、牛乳生産量は2.4%増加しており、飼養頭数を削減する一方で1頭当たり産乳量の増加で牛乳生産量を維持する従来からの対応が続いているが、これは乳用種の雄牛を中心とするロシ

アの牛肉生産の減少が続くことを意味している。

第 12 表 2013-2014 年のロシア農業企業の畜産業

	2013	2014	増減率 (%)
畜産物生産量			
食肉（生体重，千トン）	8,140	8,891	9.2
牛肉	930	919	▲ 1.2
豚肉	2,522	2,851	13.0
羊・山羊肉	34	35	5.0
家禽肉	4,630	5,061	9.3
牛乳生産量（千トン）	14,003	14,341	2.4
鶏卵（百万個）	31,632	31,837	0.6
家畜・家禽頭羽数（千頭羽）			
牛	8,750	8,484	▲ 3.0
うち雌牛	3,513	3,417	▲ 2.7
豚	14,607	15,508	6.2
山羊・羊	4,325	4,262	▲ 1.4
家禽	395,041	424,614	7.5

資料： ロシア連邦統計庁 HP から筆者作成。

注） 家畜・家禽頭羽数（千頭羽）は各年の 12 月時点の数値。

Ⅱ．各論：ロシア農業の生産主体と近年の変化

筆者は、ロシアの穀物輸出国としての持続可能性に関心を持ち、昨年度までのカントリ
ーレポートにおいて、ロシアの 2000 年代における小麦生産増加の要因や、2000 年代後
半における畜産の本格的な回復がロシアの穀物輸出余力に及ぼす影響を考察してきたが、
今回はそうした動きの背景にあるロシアの農業生産主体の変化についてまとめてみた。

1．ロシアの農業生産主体の類型

(1) 農業生産主体の類型と定義

最初に、現在ロシアの統計で用いられている農業生産主体の類型とその定義を確認する
とともに、2006 年に実施された全ロシア農業センサスによってその実態を概観する。

1) 農業生産主体の基本的な 3 類型

ロシアの農業生産主体は、ロシアの農業統計等においては、大別して農業組織、農民（フ
ェルメル）経営、住民副業経営の 3 種類に分類されている。

「農業組織」Сельскохозяйственная организация は、大まかなイメージとしては、
ソ連時代のコルホーズやソフホーズが 1990 年代の市場経済移行過程で民営化されたもの
と言ってよいだろう。ロシアの統計上の定義では「商事パートナーシップ、有限会社又は
補充的責任会社、非公開型又は公開型株式会社、生産協同組合、単一企業、非農業組織の
副業経営」（訳語については小田（2015）を参考にした）がこれに該当するとされており、
ロシアの民法典その他の法令に基づく様々な形態の組織が含まれているが、共通するのは
法人格を有する企業的な組織ということであり、ロシアの統計では、2001 年まで「農業企
業」Сельскохозяйственное предприятие と呼ばれていた⁽¹⁸⁾。

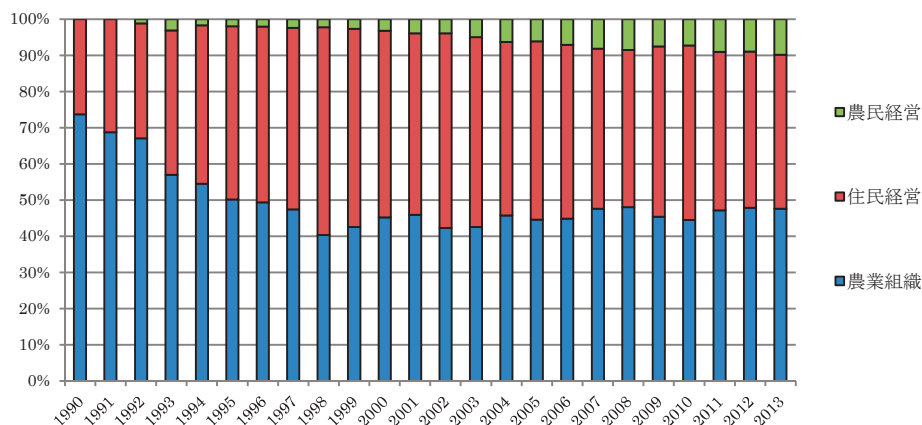
「農民（フェルメル）経営」Крестьянское (фермерское) хозяйство は、ソ連崩壊前後、
市場経済への移行初期にコルホーズなどから土地の分与を受けて独立した個人（家族）経
営である。我が国を含む西側諸国における大規模個人（家族）経営に相当するものであり、
名称に含まれる「フェルメル」とは英語の farmer がロシア語化した言葉である。統計上
の定義では、「血族及び（又は）姻族関係によって結びつき、共有の財産を有し、共同で、
自ら従事して生産その他の事業活動（農産物の生産、加工、保管、輸送及び販売）を行う
私人の結合体」とされている（この定義は、農民（フェルメル）経営の根拠法である「農
民（フェルメル）経営に関するロシア連邦法」（2003 年 6 月 11 日付第 74-FZ）第 1 条第 1
項の定義を踏襲したものである）。

「農民（フェルメル）経営」に類するものとして、「農業活動を行う個人事業者」
Индивидуальный предприниматель по сельскохозяйственной деятельности がある。
統計上の定義は「ロシア民法典に基づく国家登録の時から法人を構成することなく、国家

登録証明書において『全ロシア経済活動分類』に基づき業種を農業と申告した、農業活動を行う私人（自然人）」とされている。法律上は農民経営とは別種の農業経営主体だが、「法人ではない個人が主体となって行う営利目的の農業」という実質的な共通性から、統計上は農民経営と同じカテゴリーとして扱われるのが一般的である。

「住民経営」Хозяйство населения は、農業企業従業員等の農村住民や都市住民が自宅周辺地などで小規模に営む農業であり、基本的に自給を目的とした農業を行うものと位置づけられている。こうした形態の農業はソ連時代から存在しており、農村住民や都市住民の食料や副次的収入の確保に重要な役割を担ってきた。

統計上の定義では、「住民経営」は「住民副業経営」Личное подсобное хозяйство と「園芸、菜園づくり又はダーチャ（別荘）活動に係る私人の非商業的団体」Садоводческое, огородническое или дачное некоммерческое объединение граждан（以下「菜園団体」）に分けられる。「住民副業経営」は、統計上の定義では「私人とその家族の直接的な労働により、個人消費を充足する目的で、住民副業経営を営むために提供され又は取得された土地区画において営まれる農産物の生産及び加工に係る非企業的な活動の形態」とされている。（この定義は、住民副業経営の根拠法である「住民副業経営に関するロシア連邦法」（2003年7月7日付第112-FZ号）第2条第2項の定義を踏襲したものである）。また「菜園団体」は、統計上の定義では「園芸、菜園、ダーチャ活動を行うに際しての社会・事業上の共通課題の解決に向けた自発的な協力のための私人の非商業的な組織」と定義されている。「住民副業経営」と「菜園団体」の違いは、農業生産を個人（家族）で単独に行うか、団体の一員として行うかという点にある。

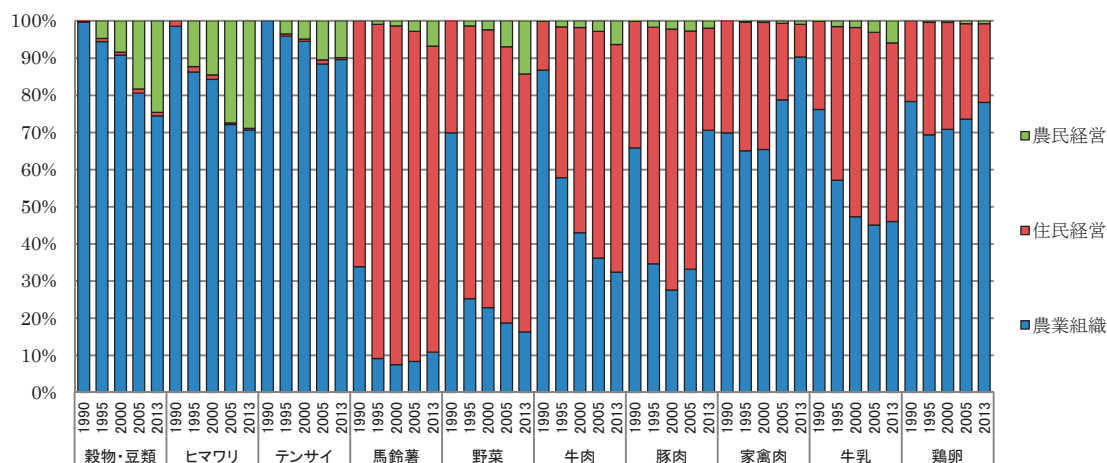


第14図 農業総生産額に占める各生産主体の割合

資料：ロシア連邦統計庁HPから筆者作成。

第14図で農業総生産額に占めるこれら農業生産主体の割合を見ると、ソ連時代の1990年には農業組織が74%、住民経営が26%を占めていたが、1991年のソ連崩壊後、畜産や野菜で農業組織の生産が減少した結果、90年代末には農業生産金額の中で住民経営が農業

組織より大きな割合を占めるようになった。2000年代に入って農業組織が穀物や畜産の一部で生産を増やした結果、農業組織と住民経営がほぼ同じ割合を占めるようになっている。一方、農民経営が占める割合は大きくないものの徐々に増えており、最近では、農業生産金額のおおむね 5 割を農業組織、4 割を住民経営、1 割を農民経営が占める構図となっている。



第15図 主要農畜産物生産量に占める各生産主体の割合

資料： ロシア連邦統計庁HPから筆者作成。

第 15 図のとおり、農業組織、農民経営、住民経営は作目をかなり明瞭に棲み分けている。耕種農業の場合、大規模土地利用型作物である穀物、ヒマワリ、テンサイでは、直近で生産量の 7~9 割を農業組織、残りを農民経営が占めており、農民経営の割合が増加傾向にある。これらの作目では住民経営の割合はごくわずかである。これに対し、野菜や馬鈴薯などの労働集約的な作目では、90 年には農業組織（当時はコルホーズやソフホーズ）がかなりの割合を占めていたが、90 年代に減少し、住民経営が生産量の 7~8 割を占めるようになった。農民経営の割合は大きくないが、徐々に増加しており、野菜では 2013 年に 14%を占めた。畜産では、家禽肉、鶏卵、豚肉で農業組織の割合が上昇傾向にある一方、牛肉、牛乳では減少傾向にある。農業組織の割合は、家禽肉、鶏卵で 8~9 割、豚肉で 7 割であるが、牛乳、牛肉では住民経営が 5~6 割を占める。畜産では農民経営の割合は総じて小さい。

2) 2006 年全ロシア農業センサスにおける農業生産主体の分類とその実態

2006 年全ロシア農業センサス（以下「センサス」）は、包括的な内容の調査としては 1920 年以来となる農業センサスであり、現時点では若干古くなってしまったが、ロシアの農業生産主体に係る悉皆的な調査としては唯一のものである。農業生産主体については 1) の従来からの統計上の定義を踏襲しつつ、それを細分化して実態把握を行っているので、そ

の概要を以下に整理した。

① 農業組織

従来の統計上の定義を踏襲しつつ、下記 a)～c) の 3 類型に分けて実態を把握している。このうち b) 「小農業企業」は、「ロシア連邦の小企業に対する国家支援に関するロシア連邦法」(1995 年 6 月 14 日付第 88-FZ) ⁽¹⁹⁾に基づき、「資本金に占める連邦等の占める割合や小企業以外の法人が占める割合が 25%を超えず、会計期間における従業員数が農業については 60 人を超えない企業」と定義されている。それより規模の大きいものが a) 「大・中農業組織」であり、農業を主目的としない法人が副業として農業を行うものが c) 「非農業組織の副業経営」である。

- a) 大・中農業組織
- b) 小農業企業
- c) 非農業組織の副業経営

第 13 表 農業組織の概要 (2006 年 7 月 1 日現在)

	農業組織			
	計	大・中農業組織	小農業企業	非農業組織の副業経営*注 3
経営体数 (単位: 1 経営体)	59,208	27,787	20,392	11,029
うち 2006 年に農業活動を行ったもの (a)	40,627	19,617	12,849	8,161
その総数に占める割合 (単位: %)	68.6	70.6	63.0	74.0
総土地面積 (単位: 千 ha)	410,264	329,666	76,297	4,301
うち農用地	132,292	106,541	23,738	2,013
うち実際に使用されているもの (b)	97,947	83,449	13,199	1,299
1 経営体当たり農用地面積 (b/a, 単位: ha) *注 1	2,411	4,254	1,027	159
年平均労働者総数 (人) (c) *注 2	-	2,381,454	232,434	-
1 経営体当たり年平均労働者数 (c/a) (人)	-	121	18	-

資料: 経営体数及び労働者数に係る数値はロシア連邦統計庁「センサス 2 巻」、土地面積に係る数値は同「センサス 3 巻」。「1 経営体当たり農用地面積」及び「1 経営体当たり年平均労働者数」はこれら資料より筆者計算。

注 1) 「1 経営体当たり農用地面積」は、実際に使用された農用地の面積 (b) を 2006 年に農業活動を行った経営体数 (a) で除して計算。

注 2) 「年平均労働者数」は、常勤労働者数と期間/季節労働者数の合計。

注 3) 「非農業組織の副業経営」の斜体字の数値は、センサス 2 巻や 3 巻には記載がなく、筆者が表中の農業組織に係る合計値から大・中農業組織及び小農業企業に係る値を引いて算出した数値。

センサスによる農業組織の概要は第 13 表のとおりである。2006 年に調査対象となった農業組織の総数は 59,208 であるが、そのうち 2006 年に農業活動を行ったものは 40,627 (68.6%) にとどまっており、調査対象とされた農業組織のうち、この時点で既に活動を停止していたものが 3 割以上に上っている。こうした状況は、組織の類型を問わず共通であるが、調査対象に占める 2006 年に農業活動を行ったものの割合は、小農業企業で 63% と最も低くなっている。

平均的な規模を見ると、1 経営体当たりの農用地⁽²⁰⁾の面積 (2006 年に農業活動を行った経営体が実際に使用した農用地の面積として計算) では、農業組織平均 2,411ha、大・中

農業組織 4,254ha, 小農業企業 1,027ha, 非農業組織の副業経営 159ha だった。また, 1 経営体当たり年平均労働者数 (常勤労働者数と期間/季節労働者数の合計) は, 大・中農業組織 121 人, 小農業企業 18 人だった。

② 農民 (フェルメル) 経営及び個人企業

農民 (フェルメル) 経営 (以下「農民経営」) 及び個人企業 (以下両者を総称して「農民経営等」) については, センサスではいずれも従来の統計上の定義を踏襲し, 後者についても広義で農民経営のカテゴリーに含めつつ, 区別して実態を把握している。なお, 個人企業については, 連邦構成主体の法律において住民副業経営の土地の上限面積を定めている場合には, これを上回る者は企業登録の如何によらず個人企業とみなすこととしている。

センサスによる農民経営等の概要は第 14 表のとおりである。2006 年に調査対象となった農民経営の総数は 285,141 であるが, そのうち 2006 年に農業活動を行ったものは 147,496 (51.7%) にとどまっており, 調査時点で既に活動を停止していたものの割合が約半分と農業組織以上に淘汰が進んでいる。調査対象に占める 2006 年に農業活動を行ったものの割合は, 個人企業よりも農民経営の方が低くなっている。平均的な規模を見ると, 1 経営体当たりの農用地の面積では, 農民経営 142ha, 個人企業 103ha と農民経営の方が大きい。1 経営体当たり年平均労働者数は, 農民経営, 個人企業とも 4 人だった。

第 14 表 農民経営等の概要 (2006 年 7 月 1 日現在)

	農民経営・個人企業		
	総数*注 3	農民経営	個人企業
経営体数 (単位: 1 経営体)	285,141	253,148	31,993
うち 2006 年に農業活動を行ったもの (a)	147,496	126,208	21,288
その総数に占める割合 (単位: %)	51.7	49.9	66.5
総土地面積 (単位: 千 ha)	29,371	25,973	3,398
うち農用地	24,143	21,588	2,555
うち実際に使用されているもの (b)	20,095	17,903	2,191
1 経営体当たり農用地面積 (b/a, 単位: ha) *注 1	136	142	103
年平均労働者総数 (人) (c) *注 2	553,503	470,162	83,341
1 経営体当たり年平均労働者数 (c/a) (人)	4	4	4

資料及び注は第 13 表と同じ。なお, 第 13 表の注 3 同様, 本表においても斜体字はセンサス 2 巻や 3 巻には記載されておらず, 筆者が表中の農民経営及び個人企業に係る数値を合計して算出した。

③ 住民副業その他の私人の個人的経営

従来の統計上の住民経営の定義を踏襲し, 大きくは「住民副業経営」(個人 (家族) 単位で農業生産を行うもの) と「菜園団体」(個人が団体のメンバーとして農業生産を行うもの) に分けて実態を把握している。その上で, 下記のように「住民副業経営」を「a) 住民副業経営」と「b) その他の私人の個人的経営」に分け, さらに b) を 3 類型に区分して詳細に実態を把握している。また「菜園団体」については, 「c) 園芸, 菜園づくり, 畜産又はダーチャ (別荘) 活動に係る私人の非商業的団体」としてその実態を把握している。

- a) 住民副業経営
- b) 農村及び都市におけるその他の私人の個人的経営
 - ・ 個人住宅建設のための土地区画を持つ市民
 - ・ 土地区画（園芸用，果樹栽培用，ダーチャ用等）を持つが団体には入っていない市民
 - ・ 土地区画を持たないが農業用動物を持つ市民
- c) 園芸，菜園づくり，畜産又はダーチャ（別荘）活動に係る私人の非商業的団体

センサスによる住民副業経営等の概要は第 15 表のとおりである。2006 年に調査対象となった「住民副業経営・その他の私人の個人的経営」の総数は 2,280 万経営体，うち「住民副業経営」が 1,746 万経営体，「その他の私人の個人的経営」が 534 万経営体だった。「私人の非商業的団体」の総数は 8 万だった。これらはいずれも農産物の自給を主な目的としていることから，調査対象とされた経営体のうち 2006 年に農業活動を行ったものの割合は 9 割前後と高い。1 経営体当たりの土地面積は非常に小さく，いずれも 1 ヘクタールに満たない。

第 15 表 住民副業経営等の概要（2006 年 7 月 1 日現在）

	住民副業経営・その他の私人の個人的経営*注 1			私人の非商業的 団体*注 2
	総数	住民副業経営	その他の私人の 個人的経営	
経営体数（単位：千経営体）（a）	22,799	17,463	5,337	80
うち 2006 年に農業活動を行ったもの（b）	20,223	15,000	5,223	74
その総数に占める割合（c）（%）	88.7	85.9	97.9	92.7
総土地面積（千 ha）	10,965	8,901	2,064	1,210
うち農用地（d）	9,550	8,127	1,423	982
1 経営体当たり農用地面積*注 3	0.47	0.54	0.27	0.07

資料： 経営体数及び労働者数に係る数値はロシア連邦統計庁「センサス 2 巻」，土地面積に係る数値は同「センサス 3 巻」．土地面積に係る数値は同 2006 年センサス第 3 巻．「1 経営体当たり農業目的地面積」はこれら資料より筆者計算．また，斜体字の数値は，センサス 2 巻や 3 巻には記載されておらず，所掲の数値から筆者が計算したもの．

注 1) 「住民副業経営・その他の私人の個人的経営」の経営体数に係る斜体字の数値は，まず，「総数」及び「住民副業経営」について，センサス所掲の「経営体数」（a）及び「2006 年に農業活動を行ったものの割合」（c）から「2006 年に農業活動を行ったもの」の数（b）を計算し，これをもとに「その他の私人の個人的経営」の斜体字の数値を計算した．

注 2) 「私人の非商業的団体」の斜体字の数値は，センサス所掲の団体別（園芸，菜園，ダーチャ）内訳の数値を合計して計算．

注 3) 「1 経営体当たりの農用地の面積」は，「住民副業経営・その他の私人の個人的経営」については，農用地の総面積（d）を 2006 年に農業活動を行った経営体数（b）で除したものであり，「私人の非商業的団体」については，センサス 3 巻所掲の「私人が団体に使用する土地区画の平均面積」である．

（2） ウズーンらによる農業生産主体の実質的な階層分類の試み

これまでに見てきたように，現在ロシアの統計で用いられている農業生産主体の類型は，主として法令上の根拠の違いによる形式的な分類であり，農業生産主体として把握する必要のないものまで把握している反面，農業生産活動の実態を的確に反映した分類とはなっていないとの批判がある。これに対してウズーンらは，EU で採用されているような，農業生産主体の経営資産から想定される仮想的・標準的な販売額を基礎とした農業生産主体の実質的な階層区分を試みている⁽²¹⁾。

ウズーンらの方法は、センサス調査結果の個票を用いて経営体ごとに算出する「標準化販売額」の水準によって農業生産主体を分類しようとするものである。「標準化販売額」は、生産主体ごとに作付面積と家畜頭数から仮想的に算出される値であり、作付面積からは「耕種農業の標準化販売額」、家畜頭数からは「畜産業の標準化販売額」が算出され、両者を合計して「生産主体ごとの標準化販売額」を得る。これを農業生産主体の分類に用いる。

「耕種農業の標準化販売額」は、生産主体別の「標準化作付面積」に連邦構成主体別の「標準化作付面積当たり標準販売額」を掛けて算出される。「標準化作付面積」とは、個々の生産主体における各種の耕種作物の作付面積に、作物の種類ごとに定める「作付面積換算係数」を掛けて合計し、一本に集約した値である。「作付面積換算係数」は、作物ごとにヘクタール当たり費用をもとに算出され、穀物を 1 として、テンサイ 5.285、ヒマワリ 0.97、馬鈴薯 12.297、露地野菜 13.66 等とされている。また、「標準化作付面積当たり標準販売額」は、連邦構成主体単位で、耕種農業の総販売額を総標準化作付面積で除して得られる。

「畜産業の標準販売額」は、生産主体別の「標準化家畜頭数」に「標準化家畜頭数当たり標準販売額」を掛けて算出される。「標準化家畜頭数」は、個々の生産主体が飼養する各種の家畜の頭数に、家畜の種類ごとに定める「家畜換算係数」を掛けて合計し、一本に集約した値である。「家畜換算係数」は、畜種ごとに 1 頭（羽）当たり費用をもとに算出され、乳用牛を 1 として、肉用牛（乳用種）0.1896、豚 0.2589、家禽（成鶏）0.018 等とされている。また、「標準化家畜頭数当たり標準販売額」は、連邦構成主体単位で、畜産業の総販売額を総標準化家畜頭数で除して得られる。

ウズーンらによる農業生産主体の階層区分の概要は第 16 表のとおりである。「農業組織」等の経営体の分類はセンサスのとおりであるが、一つだけ上記（1）でみたセンサスの概要と異なっているのは、住民経営のうちセンサスで「園芸、菜園づくり、畜産又はダーチャ（別荘）活動に係る私人の非商業的団体」としていたものについて、団体の数ではなく、その構成員の数を把握している点である⁽²²⁾。

ウズーンらの独自の部分は、標準化販売額による生産主体の階層分類であり、①「放棄生産者」（標準化販売額 0）、②「住居・余暇生産者」（標準化販売額 0～1 万ルーブル）、③消費生産者（標準化販売額 1 万～3 万ルーブル）、④商品生産者（標準化販売額 3 万ルーブル超）に分類したところである。商品生産者は 15 階層（「3 万～5 万ルーブル」から「1 億 5 千万ルーブル超」）に区分されており、放棄生産者、住居・余暇生産者、消費生産者の下位 3 階層を加えると全体では 18 階層になる。重要なのは、「商品生産者」を「標準化販売額 3 万ルーブル超」とした点であり、これは西側諸国の統計における農業生産者の定義を踏まえたものになっている。我が国の統計では、農家を「経営耕地面積 10 アール以上又は農産物販売金額 15 万円／年以上」と定義しており、かつての 1 ルーブル 4 円程度で換算すればかなり近い値である。

センサスによれば、農業生産主体の総数は、住民経営について非商業団体の構成員まで数え上げると 3,693 万ときわめて多数に上る。ウズーンらの分類によれば、そのうち放棄生産者、住居・余暇生産者及び消費生産者の合計が 3,295 万経営体、商品生産者が 398 万

経営体であり。数の上では 9 割程度が主に自家消費や余暇のために農業生産を行っており、主として販売目的で農業生産を行っている生産主体は 1 割程度ということになる。

第 16 表 ウズーンらによる農業生産主体の階層区分

	合計		内訳							
			放棄生産者 (標準化販売額 0)		住居・余暇生産者 (標準化販売額 0 ～1 万ルーブル)		消費生産者 (標準化販売額 1 万 ～3 万ルーブル)		商品生産者 (標準化販売額 3 万 ルーブル超)	
	実数	割合(%)	実数	割合(%)	実数	割合(%)	実数	割合(%)	実数	割合(%)
経営体数(千)	36,927	100.0	299	0.8	29,144	78.9	3,506	9.5	3,978	10.8
農業組織	59	0.2	8	13.1	3	4.5	2	4.1	46	78.3
農民経営等	285	0.8	48	16.8	104	36.6	25	8.9	107	37.7
住民経営(個人)	22,789	61.7	218	1.0	15,440	67.8	3,317	14.6	3,814	16.7
住民経営(非商業団体構成員)	13,794	37.4	25	0.2	13,598	98.6	161	1.2	10	0.1
標準化販売額(百万ルーブル)	1,091,790		0	0.0	64,106	5.9	62,691	5.7	964,993	88.4
同 1 経営体当たり(千ルーブル)			0.0		2.2		17.9		242.6	
標準化作付面積(千 ha)	125,481		0	0.0	18,990	15.1	7,379	5.9	99,112	79.0
同 1 経営体当たり(ha)			0.0		0.7		2.1		24.9	
農業目的地(千 ha)	165,856		0	0.0	4,227	2.5	2,269	1.4	159,360	96.1
同 1 経営体当たり(ha)			0.0		0.2		0.7		40.1	
標準化家畜頭数(千頭)	26,160		0	0.0	314	1.2	1,638	6.3	24,208	92.5
同 1 経営体当たり(頭)			0.0		0.0		0.5		6.1	

資料：ウズーン・サライキン・ガタウリナ(2010)99-100 頁表 4.2.2. から抜粋。「合計」欄及び農業生産者の階層区分の標準化販売額による定義は筆者が加筆、四捨五入の関係で合計と内訳の計は必ずしも一致しない。

また、第 16 表からは農民経営等の二極分解を指摘できる。農民経営等では住居・余暇生産者、放棄生産者及び消費生産者の割合が高く、それぞれがセンサスの対象となった全農民経営等に占める割合は、36.6%、16.8%、8.9%で合計 62.3%に上る。これらは、既に農業経営をやめてしまった放棄生産者はもちろんとして、それ以外の 2 階層も余暇ないし自給目的の農業生産主体であり、定義上自給が主目的とされる住民経営と実質的に何ら変わるところがない状況になってしまっている。これらは、市場経済移行の過程で「独立自営農民」になることを期待し、期待されながら、結局そうなることができなかった人たちである。その一方で、全農民経営等の 37.7%、10.7 万を数える商品生産者の中には、農業組織に匹敵する大規模な経営体が存在しており、例えば標準化販売額 300 万ルーブル超の経営体は 5,148 に上る。両者を「農民経営等」という同じ類型で論じる意味はおそらく乏しい。

ウズーンらによる農業生産主体の階層分類は一つの試みであるが、経営体の法令上の類型にとらわれずに経営実態の違いを実質的に明らかにすることは、農業政策の対象とそれに応じた政策の内容を具体化していく上で有意義なものと考えられる。

2. 近年における農業生産主体の変化

ロシアの農業生産主体には、1990 年代から今日に至るまでの間に様々な変化が生じている。2000 年代におけるロシアの農業生産の回復においては農業組織の果たした役割が大きかったので、ここでは農業組織の変化についてまとめた⁽²³⁾。

(1) 農業組織における生産の集中

2000年代におけるロシアの農業生産の回復、特に畜産の回復においては、多くの地域の広範な生産主体の生産が拡大したのではなく、一部の大規模な農業組織（企業）が重要な役割を担っていたことが特徴的である。これについては、全ロシア農業問題情報研究所（ВИАПИ）が、販売額や収益を基準とした分野別の上位100社のリスト「クラブ100」を2006-2008年版まで公表している⁽²⁴⁾、これに基づき、耕種農業2品目（穀物、ヒマワリ）と畜産5品目（家禽肉、豚肉、牛肉、牛乳、鶏卵に係る「クラブ100企業」の位置づけと同じ分野のクラブ100以外の農業企業（以下「その他企業」）との比較を第17表にまとめた。

第17表 クラブ100企業の位置づけとその他農業企業との比較（2006-2008年）

	クラブ100企業が総生産量に占める割合(%)		クラブ100企業が大・中農業企業に占める割合* (%)		1経営体当たり生産量* (トン、鶏卵：百万個)		収益率 (%)		生産性指標 (穀物・ヒマワリ：トン/ha, 食肉:g, 鶏卵:個, 牛乳:kg)	
	2002- 2004年	2006- 2008年	企業数	生産量	クラブ100	その他	クラブ100	その他	クラブ100	その他
穀物	4.8	5.6	1.5	9.9	61,880	7,077	63.6	31.2	3.78	2.00
ヒマワリ	6.7	8.4	4.4	18.2	6,079	1,091	95.8	62.1	1.73	1.17
家禽肉	36.6	61.4	18.8	79.8	18,924	657	18.1	-16.4	45	18
豚肉	11.4	23.0	4.4	59.1	5,698	156	25.8	-7.8	451	286
牛肉	2.3	2.4	1.6	8.5	698	110	22.7	-25.6	620	422
牛乳	3.0	3.8	1.8	9.9	12,904	1,742	40.5	14.2	6,308	3,739
鶏卵	39.3	49.0	20.5	67.3	193	21	23.1	6.7	314	275

資料： ВИАПИ(2009)。「クラブ100企業が大・中農業企業に占める割合」のうち「企業数」に占める割合の値は同資料から筆者計算。

注1) 数値は2006年から2008年の平均値。ただし*印の数値は2008年。

注2) 「クラブ100企業が総生産量に占める割合」のうち、2002-2004年の家禽肉のみ50社の数値。

注3) 「生産性指標」は、穀物・ヒマワリでは単収（1ha当たり収穫量）、食肉では一頭一日当たり増体重、鶏卵では一羽当たり年間産卵数、牛乳では一頭当たり年間産乳量。

クラブ100企業が各分野のロシアの総生産量に占める割合は、畜産部門、とりわけ家禽部門で特に高く、2006-2008年平均では家禽肉61.4%、卵49%となっている。豚肉では23%だが、これは当時まだ豚肉生産量に占める住民経営の割合が高かったためである。2002-2004年平均と比較すると、豚肉及び卵でロシアの総生産量に占める割合が大きく上昇している。他方、畜産部門の中でも牛部門（牛乳、牛肉）では、クラブ100企業が総生産量に占める割合は、2006-2008年においても牛乳で3.8%、牛肉で2.4%と低く、この値は2002-2004年からほとんど変化していない。また、耕種農業部門の穀物及びヒマワリでは、2002-2004年平均と2006-2008年平均の間でクラブ100企業が総生産量に占める割合が若干上昇しているが、2006-2008年平均で穀物5.6%、ヒマワリ8.4%とその割合は高くない。

クラブ100企業が大・中農業企業に占める割合（2008年）は、家禽部門、豚部門では、企業数で卵20.5%、家禽肉18.8%、豚肉4.4%と小さいが、生産量では卵67.3%、家禽肉

79.8%、豚肉 59.1%と大きな割合を占めており、これら部門の商業的生産がクラブ 100 企業に集中していることがわかる。一方牛部門では、牛乳は企業数で 1.8%、生産量で 9.9%、牛肉は同じく 1.6%、8.5%となっており、商業的生産でもクラブ 100 企業への顕著な集中は見られない。耕種農業部門の状況は牛部門と比較的似ている。クラブ 100 企業が大・中農業企業に占める割合は、企業数で穀物 1.5%、ヒマワリ 4.4%、生産量で穀物 9.9%、ヒマワリ 18.2%であり、ヒマワリではクラブ 100 企業への生産の集中がかなり進んでいるが、穀物では高くない。

クラブ 100 企業の生産規模は総じて大きく、1 経営体当たり生産量をその他企業平均と比較すると、豚肉で 36.5 倍、家禽肉では 28.8 倍と規模の差が際だっている。一方、牛部門は、牛乳で 7.4 倍、牛肉で 6.3 倍であり、家禽部門や豚部門ほど極端な規模の違いはない。耕種農業も牛部門に近く、穀物で 8.7 倍、ヒマワリで 5.6 倍となっている。

家禽部門・豚部門と、牛部門・耕種農業部門との最大の違いは、生産方式において前者が施設型であるのに対し、後者は土地利用型という点にあり、施設型部門では一部の大規模農業企業への生産集中が顕著である一方、土地利用型でもそうした現象は起きているがあまり顕著でない、ということが言えそうである。

他の資料で見ると、家禽肉及び豚肉生産の上位企業への集中は、近年一層進んだとみられる。第 18 表は 2012 年の家禽肉上位 20 社の生産量をまとめたものであるが、上位 20 社の家禽肉生産量（と体重）は 199 万トンであり、これは同年におけるロシアの家禽肉総生産量 362 万トンの 54.9%、農業組織の総生産量 325 万トンの 61.2%を占める。また、第 19 表は 2013 年の豚肉上位 20 社の生産量をまとめたものであるが、上位 20 社の豚肉生産量（生体重）は 141 万トンであり、これは同年におけるロシアの豚肉総生産量 361 万トンに対し 39%、農業組織の総生産量 253 万トンの 55.6%を占める。

このような農業生産の一部大企業への集中の背景には、ロシアで「アグロホールディング」と呼ばれる農業企業のグループ化・インテグレーションの進展があると思われるので、この点を次項で確認したい。

第 18 表 ロシアの養鶏（家禽肉）上位 20 社（2012 年）

順位	企業名	生産量 (と体重千トン)	全経営体に占める 割合 (%)	農業組織に占める 割合 (%)
1	プリオスコリエ Приосколье	450.5	12.4	13.8
2	チェルキーゾヴォ Черкизово	283.5	7.8	8.7
3	レスルス Ресурс	174.0	4.8	5.3
4	ベルグランコルム Белгранкорм	163.4	4.5	5.0
5	セーベルナヤ養鶏 п.ф. "Северная"	153.7	4.2	4.7
6	プロド・トレード Продро-ТРЕЙД	131.4	3.6	4.0
7	ペーラヤ プティツァ Белая птица	80.7	2.2	2.5
8	リスコブロイラー ЛискоБройлер	66.7	1.8	2.0
9	チェルヌイブロイラー Челны-бройлер	65.7	1.8	2.0
10	ズドロヴァヤ フェルマ Здоровая ферма	47.0	1.3	1.4
11	ラヴィス養鶏場サスノフスカヤ Равис-птицефабрика Сосновская	45.9	1.3	1.4
12	アグロコンプレクス Агрокомплекс	43.9	1.2	1.3
13	アグロフィルマ オクチャプリスカヤ Агрофирма "Октябрьская"	41.9	1.2	1.3
14	アグロホールディング ALPI Агрохолдинг "АЛПИ"	40.5	1.1	1.2
15	ミハイロフスキー ブロイラー Компания "Михайловский бройлер"	38.0	1.0	1.2
16	チェバルクリスカヤ プティツァ Чебаркульская птица	34.3	0.9	1.1
17	レフティンスカヤ養鶏 п/ф Рефтинская	33.9	0.9	1.0
18	エリナル・ブロイラーЭлинар-бройлер"	33.5	0.9	1.0
19	ルスコエ・ポーレ Русское поле	32.1	0.9	1.0
20	ルベージ Рубеж	31.2	0.9	1.0
	計	1,991.8	54.9	61.2

資料： ポブイレヴァ(2013)。「全経営体に占める割合」，「農業組織に占める割合」及び「計」の欄は筆者計算。

第 19 表 ロシアの養豚上位 20 社（2013 年）

順位	企業名	生産量 (生体重千トン)	全経営体に占める 割合 (%)	農業組織に占める 割合 (%)
1	ミラトルグ Мираторг	356	9.9	14.1
2	チェルキーゾヴォ Черкизово	158	4.4	6.2
3	アグロ・ベルゴリーエ Агро-Бергорье	148	4.1	5.8
4	ルスアグロ Русагро	116	3.2	4.6
5	アグラールナヤ グループ Аграрная Группа	67	1.9	2.6
6	コピターニヤ КоПитания	59	1.6	2.3
7	プロド マネジメント Продро Менеджмент	50	1.4	2.0
8	カムスキー ベーコン Камский Бекон	46	1.3	1.8
9	アグロフィルマ アリアント Агрофирма Ариант	42	1.2	1.7
10	オスタンキノ Останкино	40	1.1	1.6
11	エクシマ Экси́ма	40	1.1	1.6
12	コムス グループ Комос Групп	39	1.1	1.5
13	アグロпромコンプレクターツィヤ АгроПромконплектация	38	1.1	1.5
14	АРК Дон АПК Дон	37	1.0	1.5
15	ズヴェニゴフスキー Звениговский	33	0.9	1.3
16	BZZRK・ベルグランコルム БЗЗРК-Белгранкорм	32	0.9	1.3
17	タリナ Талина	30	0.8	1.2
18	ヴェリコルクスキー養豚コンプレクス Великолукский свинойкомплекс	28	0.8	1.1
19	アグロエコ Агроэко	26	0.7	1.0
20	プロム・アグロ Пром-Агро	24	0.7	0.9
	計	1,409	39.0	55.6

資料： クリスティコヴァ(2014)。「全経営体に占める割合」，「農業組織に占める割合」及び「計」の欄は筆者計算。

(2) アグロホールディングの発達

ロシアの農業組織（企業）においては、2000 年前後頃から「アグロホールディング」と呼ばれる大規模な企業グループが形成されてきている。アグロホールディングについては、2012 年のカントリーレポートでも若干紹介したが（長友（2012）57-58 頁）、その実態については、これまで統計等による包括的な把握がなされておらず、基本的には事例で把握するほかなかった。

これについてもウズーンらが 2006 年全ロシア農業センサスの調査結果を利用して全体像を探る試みをしている（ウズーンら（2012 年）。センサスの調査時点が 2006 年と古いため、既に実態は大きく変わっていると思われるが、現在につながる動きの早い時期における様子を知る意味はあろう。

ウズーンらの手法は、アグロホールディングを「農業、農産加工、関連サービスの提供を行う法人格を有する独立した組織のグループであって、その資本金の過半数（最多割合）がグループの活動を管理する一つの人格（親会社、所有者）に帰属するもの」と定義し、センサスの個票と、連邦統計庁が持っている大・中農業企業のリスト（それには個々の農業企業の出資者情報も載っている）とを照合して、農業企業がどの親会社の下でグループ化されているか、グループに含まれる農業企業の属性はそれ以外の農業企業とどのように異なっているか把握するというものである。そこには限界もあり、出資者が法人の場合は個別に特定できるが、個人（自然人）の出資者は個別に特定できないため、個人が最大の出資者である農業企業は「個人所有のアグロホールディング」でひとまとめにせざるを得ないとか、出資者が外国籍の農業企業については、出資者が法人であっても個人であっても個別の特定はできないため「外国人所有のアグロホールディング」でひとまとめにせざるを得ないといった問題はあるものの、ロシアの農業企業のグループ化の様子をある程度包括的に見渡せるようになっている。

ウズーンらの分析結果をまとめたのが第 20 表である。親会社（私企業）の下に統合された企業グループという一般的なアグロホールディングのイメージに合致するのは表中の「民間アグロホールディング」（以下、アグロホールディングを「AH」と略称）なので、これについて見てみよう。

民間 AH の数は 319 であり、そのうち親会社又は筆頭出資者（個人=自然人）がロシア国籍の AH（ロシア籍 AH）が 318 である。そのうち親会社が法人の AH が 317 であり、筆頭出資者が個人の AH はひとまとめにして仮に 1 とされている。親会社が外国籍の AH（外国籍 AH）も同様に仮に 1 とされている。民間 AH に属する大・中農業企業数は 1,247（大・中農業企業総数の 7.4%）で、そのうちロシア籍 AH に属するものは 1,089（同 6.5%）、外国籍 AH に属するものは 158（同 0.9%）である。2006 年時点で大・中農業企業の 1 割近くが民間 AH に属しており、外国籍 AH も存在していることがまず興味深い。

民間 AH に属する農業企業がロシアの大・中農業企業全体に占める割合は、企業数よりもその他の指標で一層大きくなる。その割合は、年間平均従事者数で 10.1%、農用地面積

で 9.1%である。さらに、農産物・サービスの販売収入では 15.4%、収益では 21.1%となっている。収益率も、民間 AH は公的 AH や AH に含まれない農業企業より高く、特に外国籍 AH の収益率の高さが注目される。

第 20 表 ロシアの大規模農業ビジネスにおけるアグロホールディング (AH) の役割 (2006 年)

AH の種類	AH の数	大・中農業企業の数		年間平均従事者数		農用地面積		農産物・サービスの販売収入		収益		収益率 (%)
		企業数	割合 (%)	人数 (千人)	割合 (%)	面積(百万 ha)	割合 (%)	金額(百万ルーブル)	割合 (%)	金額(百万ルーブル)	割合 (%)	
1. 民間 AH	319	1,247	7.4	218	10.1	7,800	9.1	82,747	15.4	12,375	21.1	17.6
うちロシア国籍	318	1,089	6.5	183	8.5	6,948	8.1	58,125	10.8	7,303	12.5	14.4
外国籍	1	158	0.9	35	1.6	852	1.0	24,622	4.6	5,072	8.7	25.9
2. 公的 AH	463	2,244	13.3	287	13.3	9,578	11.1	59,621	11.1	2,309	3.9	4.0
うち連邦	9	782	4.6	137	6.3	4,285	5.0	25,979	4.8	1,080	1.8	4.3
連邦構成主体	72	701	4.2	102	4.7	2,973	3.5	28,700	5.4	1,935	3.3	7.2
地方自治体	382	761	4.5	48	2.2	2,320	2.7	4,942	0.9	-706	-1.2	-12.5
3. AH に含まれない農業企業		13,365	79.3	1,660	76.7	68,638	79.8	393,990	73.5	43,843	74.9	12.5
大・中農業企業総数		16,856	100.0	2,165	100.0	86,016	100.0	536,358	100.0	58,527	100.0	12.2

資料： ウズーン・シャガイダ・サライキン(2012)13 頁表 1.

次に、アグロホールディングの具体的な事業内容を個別事例で見てみよう。第 18 表の主要養鶏企業及び第 19 表の主要養豚企業はおそらくアグロホールディングの範疇に入ると思われるので、例として養豚最大手の「ミラトルグ」を取り上げ、その概要を囲み記事にまとめた。そこには注目すべき点がいくつかある。

一つ目は、同社が典型的な垂直統合型のインテグレーションを形成していることである。同社は、穀物生産、穀物を原料とする配合飼料の生産、家畜・家禽の飼育、家畜・家禽のと殺及び食肉処理・加工、販売業者への輸送を一貫して行っており、飼料は自給しているとのことである。こうした一貫生産・販売によって、原料の安定的な確保や中間コストの削減が図られているものと推測される。

二つ目は、同社がもともと農業生産者ではなく食肉輸入業者として事業を開始していることである。同社は事業展開の過程において農業企業の買収を重ね、企業グループを形成していったとみられる。農業企業（組織）はかつてのコルホーズやソフホーズの後継組織であるが、中身も同じで継続しているとは限らない。ミラトルグのグループ企業のように、農業外資本の買収等によって経営が一新されている例は少なくないと考えられる。

三つ目は、同社が 381 千 ha（耕地 168 千 ha，放牧地 213 千 ha）という広大な土地をその管理下に置いていることである。これは大規模土地保有（所有と賃貸借を含む）のランキングでロシア第 7 位とされている。ミラトルグの場合は自己所有と賃貸借がどの程度を占めているかはわからない。耕地は配合飼料用の穀物生産、放牧地は牛の飼料である牧草の確保に充てられている。飼料はグループ内で自給しているとのことである。後ほど見るように、ロシアでは私企業による大規模な土地保有の進行に対して懸念も広がっている。

四つ目は、同社が肉用牛生産に取り組んでいることである。これは組織論とは関係のない話であるが、ホルスタイン等の乳用種の牛ではない、肉専用品種（ミラトルグの場合は

アバディーン・アングス種)による牛肉生産の振興は、ロシア畜産の重要な課題の一つである。同社は連邦農業省の助成を受けて主にブリャンスク州でこの事業に取り組んでいる。ロシアの牛肉生産のモデル事業としてその成否が注目されるところである。

【ミラトルグの概要】

1. 会社名

農産ホールディング「ミラトルグ」Агропромышленный Холдинг «Мираторг»

取締役会長：A. V. リンニク、同社長：V. V. リンニク

2. 経緯

1995 年設立。食肉輸入業者として事業を開始し、2003 年以降垂直統合型の食肉事業（飼料生産から食肉の生産、加工、販売まで一貫して実施）を展開。豚肉から始まり、2010 年からは鶏肉及び牛肉にも拡大。

3. 2013 年のデータ

(1) 経営指標

売上高 537 億ルーブル

EBITDA 153 億ルーブル

(※ EBIDA (利払い・税金・償却前利益) = 税引前当期純利益 + 支払利息 + 減価償却費)

EBIDA マージン 28.5% (※ EBIDA マージン = EBIDA/売上高)

(2) 事業概況

・ 従業員数 16.5 千人

・ 土地面積

耕地及び放牧地 381 千 ha (耕地 168 千 ha, 放牧地 213 千 ha) (ロシア第 7 位)

→ 所在地は、ベルゴロド州、クルスク州、ブリャンスク州

・ 穀物収穫量 512 千トン

・ 配合飼料工場 4 (配合飼料生産量 1,067 千トン (生産能力 1,460 千トン))

→ 畜産部門の飼料を自給

・ 養豚 27 養豚場 (ベルゴロド州 19, クルスク州 8)

豚肉生産量：生体重 356 千トン、と体重 264 千トン (ロシア第 1 位)

母猪 1 頭当たり年間産子数 26.2 頭、1 日増体重 800g (ドイツ：22.5 頭、753g)

・ 養鶏 (ブロイラー) 7 養鶏場 (ブリャンスク州)

養鶏プロジェクトは 2010 年から開始し、200 億ルーブルを投資。

2014 年には 100 千トンの冷蔵肉と半加工品を出荷の予定。

・ 肉用牛生産 37 農場 (ブリャンスク州 33, カリーニングラード州 4)

肉専用種 (アバディーン・アングス種) を飼育。

・ 食肉加工 3 工場

・ 物流施設

資料： ミラトルグHP及び同HP所掲の 2013 年年度報告書。

(3) ロシア農業における土地所有の変化

ロシアの土地改革においてはコルホーズやソフホーズの改革が主要な課題であり、そこではソ連時代には国有だったコルホーズやソフホーズの土地の私有化が最も重要な課題であった。具体的に採られた方法は、一つは農民経営の創設であり、もう一つはコルホーズ

従業員等への土地持ち分の分配であった。

農民経営の創設は、コルホーズ等を解体して独立自営農民を創設することを目指したものであり、独立する農民にはコルホーズ等の土地を実際に分与した（土地の所有権が農民に移った）。土地改革の過程においては、農民経営の創設が高らかに歌い上げられた時期もあったが、先にセンサス結果で見たとおり、現実には土地面積の面でも、農業生産の面でも（穀物生産等でウェイトを増してきているとはいえ）、農民経営はかなり限定的な存在にとどまっている。

大多数の農業従事者は、農民経営として独立することなくコルホーズやソフホーズに残った。コルホーズやソフホーズは、組織としては株式会社や農業生産組合等の私的な法人となり、土地については、従業員や年金生活者等を含む地域住民に持分の形で分配された。土地そのものはこれらの人々に分割されたわけではないが、土地に対する何分の一かの持分権がこれらの人々に与えられ、農業企業は、多くの場合こうした人々から持分を賃貸借する形で、もとのコルホーズ等が使っていたのと同じ土地を利用し続けたのである。

ロシア農業の土地所有に関するこうした基本的な構図に最近変化が見られるようになってきている。ロシア連邦登記・土地台帳・公図庁が毎年公表している「ロシア連邦の土地の現状及び利用に関する国家報告」によってこれを確認したい。

2013 年において、ロシアの土地のうち「私有地」Земли, находящиеся в частной собственности は 1 億 3296 万 ha である。そのうち 1 億 2815 万 ha (96%) が「農業目的地」Земли сельскохозяйственного назначения⁽²⁵⁾であり、ロシアでは私有地のほとんどを農業目的地が占めている⁽²⁶⁾。私有の農業目的地の面積については連邦構成主体別・所有者別のデータが入手できないが、私有地全体については連邦構成主体別・所有者別のデータが入手できるので、これをほとんど農業目的地と同じと見なして、「私人（自然人）の所有地」Земли, находящиеся в собственности граждан と「法人の所有地」Земли, находящиеся в собственности юридических лиц に分けてその面積の変化を見ると、明らかな変化が見られる。それは、「私人（自然人）の所有地」の減少と「法人の所有地」の増加である。コルホーズ改革の際に従業員等の持分権の対象となった土地のすべて及び農民経営（一部に法人格を有するものがあると思われる）の土地の多くは「私人（自然人）の所有地」であり、かつてはこちらがほとんどで、「法人の所有地」はわずかだったのだが、「法人の所有地」が着実に増加しているのである。

第 21 表は、ロシアの私有地のうち法人所有地の割合の推移を、ロシア連邦全体と経済地区別に整理したものであるが、法人所有地の割合は、2006 年から 2014 年の間にロシア連邦全体で 4%から 12%に増加している。2014 年においてその割合が特に高いのが中央黒土経済地区の 22%と中央経済地区の 21.2%である。一方、農業生産が盛んな地域でも北カフカス経済地区の法人所有地の割合は 10.6%、同じく西シベリア経済地区は 6.4%でロシア連邦平均より低い。こうした違いがどうした事情によるものかはまだ明らかにできていないが、中央黒土経済地区は 2000 年代後半に養鶏や養豚の生産を大きく伸ばした地域であり、それらの分野を中心とする垂直統合型アグロホールディングの活動が活発であ

ること、一方北カフカス経済地区等は、穀物生産の中心地域であり、穀物生産では大規模農業企業への生産集中があまり顕著ではないこと（第 17 表参照）などが関係している可能性があり、さらに検証していきたい。

第 21 表 ロシアの私有地のうち法人所有地の割合（単位％）

	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
ロシア連邦	4.0	4.6	5.4	6.5	7.7	9.0	10.2	11.1	12.0
北方経済地区	4.7	5.0	5.7	6.6	8.1	8.7	10.0	12.0	13.7
北西経済地区	5.7	7.1	8.0	9.5	10.0	11.5	13.1	13.9	14.6
中央経済地区	5.9	6.5	8.2	11.1	13.6	16.3	18.2	19.7	21.2
ヴォルガ・ヴァトカ経済地区	1.9	3.2	5.5	7.8	10.3	13.6	15.7	16.6	18.0
中央黒土経済地区	3.6	4.4	5.8	8.9	11.7	14.7	17.5	20.0	22.0
沿ヴォルガ経済地区	4.6	6.0	7.1	8.2	9.7	11.1	12.0	12.6	13.2
北カフカス経済地区	4.1	4.1	5.0	6.1	6.9	8.0	8.9	9.6	10.6
ウラル経済地区	3.6	3.7	3.7	4.1	4.8	5.2	6.0	6.7	7.2
西シベリア経済地区	4.2	4.4	4.5	4.4	4.6	5.2	5.7	6.1	6.4
東シベリア経済地区	2.0	2.1	2.3	2.6	2.7	3.1	3.5	4.0	4.7
極東経済地区	4.2	4.1	4.6	5.5	6.9	7.6	9.5	11.8	14.0

資料： ロシア連邦登記・土地台帳・公図庁「ロシア連邦の土地の現状及び利用に関する国家報告」2006 年版～2014 年版より筆者計算。

（４） ロシアにおける大土地所有の進行への懸念

法人の土地所有増加もその一つの表れと考えられるが、ロシアにおいては近年大土地所有の進行とそれへの懸念が指摘されるようになってきている。2013 年 5 月、ロシアの農業経済誌「農産複合体：経済と管理」に、主要な農業経済学者の連名で、ロシア連邦大統領、首相、上下両院議長に宛て「ロシア連邦の土地関係を規制する効果的なシステムを確立するために必要な措置について」と題する公開書簡が掲載されたが（公開書簡（2013））、そこでは「我が国の土地の潜在力の崩壊を招く危険な現象」の一つとして、「（百万 ha あるいはそれ以上の）巨大な土地の会社組織の所有への集中、すなわち世界中で経済的・社会的悪と見なされているラティフンディアの発展」が挙げられている。

実際にどのような巨大土地保有者（所有と賃貸借を含む）がロシアに出現しているか、ロシアのアグロビジネス誌「アグロインヴェストル」の記事から第 22 表をまとめてみた。先ほどアグロホールディングの例に挙げた「ミラトルグ」は 7 位に入っている。表に掲げられた面積を合計すると 751 万 ha に達し、これは 2013 年の私有地面積 1 億 3296 万 ha の 5.6% に及ぶ。中には倒産したものもあり、巨大な土地やそこで働く従業員が円滑に次の所有者に移転されたのか、気になるところである。このような大土地所有の進展がロシアの農業・農村に対して持つ意味についても今後さらに考察していきたい。

第 22 表 ロシアの巨大土地保有者ランキング

順位	名称	面積 (千 ha) *注 1	追加情報*注 2
1	イヴォルガ・ホールディング Иволга-Холдинг	550	カザフスタンの会社。土地の半分以上は長期貸借。同社幹部によればほとんどすべての土地が耕作されている
2	プロドメクス Продмекс	480	アレクサーヒン社長によれば、管理下にある土地は 560 千 ha。うち 2 割は所有、残りは長期貸借。すべての土地が耕作されている。
3	ルスアグロ РусАгро	452	モンコーヴィチ社長によれば、管理下にある土地は 460 千 ha、うち 160 千 ha が所有。2014 年は 370 千 ha の耕地を耕作。
4	ヴァミン・タタールスタン Вамин Татарстан	400	加工原料乳生産で 5 指に入る。破産手続き中（報道当時）。
5	SAKHO（シベリア農業ホールディング） САХО(Сибирский агральный холдинг)	400	倒産。土地はほとんど耕作されていない。スクルーヒン同社所長によれば、管理下にあった土地面積 361 千 ha、うち所有 215 千 ha、長期貸借 99 千 ha、短期貸借 47 千 ha で、最大で総面積の 65%を耕作していた。
6	ラズグリヤイ Разгуляй	400	グループ所有者の交代あり。リゴフスキー代表によれば 365 千 ha を保有。うち 4 割が所有、6 割が長期貸借。今年は 275 千 ha を耕作。
7	ミラトルグ Мираторг	381	耕作している土地は 350 千 ha、残りは休耕地で伐木中。肉牛用の草地のために 150-200 千 ha、穀物生産のために 100-150 千 ha を追加で取得又は借入予定。
8	アグロ・インヴェスト Агро-Инвест	308	スウェーデンの Black Earth Farming の子会社。308 千 ha のうち 27.7 千 ha をアヴァンガルド・アグロに売却（アグロ・インヴェストは当該土地の所在するヴォロネジ州政府との関係が悪かった）。現在管理下にある土地 280 千 ha は、クルスク、タンボフ、リベツク、ヴォロネジの各州に所在。
9	アク・パルス Ак Барс	306	タタールスタンのホールディング。ピクムリン副社長によれば、480 千 ha の土地が管理下にあり、うち 150 千 ha が所有、330ha が長期貸借。耕地は 417 千 ha。
10	クラスヌイ・ヴォストーク・アグロ Красный Восток Агро	300	創業者のハイルーリンによれば、管理下にある土地は 322 千 ha、うち所有は 280 千 ha。土地はすべて耕作している。
11	アヴァンガルド・アグロ Авангард-Агро	300	親会社はアヴァンガルド銀行。管理下にある土地の面積は、最近 3 年間で 172 千 ha から 345 千 ha に拡大。うち所有は 227 千 ha。
12	アグロ・テラ Агро Терра	280	米国の投資会社 NCH Capital の子会社。同社広報によると、管理下にある土地面積は 202.7 千 ha。
13	アグロシーラ・グループ Агросила Групп	259	土地はすべて耕作され、うち 60%が穀物、20-25%が工芸作物、15%が飼料作物。
14	ヴァリノール Valinor	238	元トップマネジャーによると、管理下にあった土地は 170 千 ha 以下、うち所有 30 千 ha。他は長期貸借。企業売却につき交渉中。
15	ユーク・ルーシ Юг Руси	200	同社広報は土地面積については左の情報を肯定。
16	ビン・フィナム・グループ Бин Финам Групп	200	フィナム投資会社の関係会社。フィルソフ同社開発部長によれば、土地はすべて所有で、95%は賃貸に出し、5%は手続き中。
17	アグロコンプレクス Агрокомплекс	200	トカチョフ・クラスノダール地方知事の親族の関係会社。今年新たに追加した土地を加えると 260 千 ha が管理下にあると思われる。
18	エコニーヴァ ЭкоНива	196	デュール社長(注:ドイツ人)によると、所有 108 千 ha、その他は長期貸借。165 千 ha を耕作。
19	RAV アグロ・プロ РАВ Агро-Про	164	
20	ASB АСБ	160	
21	アグロガルド АгроГард	150	
22	アグロクリトゥーラ Агрокультура	144	
23	ルスモルコ Русмолко	136	
24	アグロ・ベルゴリエ Агро-Белгорье	130	
25	ルスキー アグラールヌイ ДиВиЖион Русский агральный дивизион	128	
26	チェルキープゾヴォ Черкизово	125	
27	マローチヌイ Продукт Молочный продукт	112	
28	ラシン Агро Инвестастарз Рашн Агро Инвесторс	109	
29	アグリコ Агрико	100	
30	RZ アグロ РЗ Агро	100	
31	シンコ Синко	100	

資料： ナドロヴァ（2014）34-38 頁（表の原資料は BEFL 社調べ）

注 1 「面積」欄の数値は、BEFL の原資料の数値。

注 2 「追加情報」欄は、ナドロヴァ（アグロインヴェストル誌）が取材したところとして「ナドロヴァ（2014）」に書かれている内容。

おわりに

本稿においては、総論でロシア経済と農業の現状、各論でロシアの農業生産主体の変化を概観した。大変残念なことであるが、現状では将来への明るい展望を描くことは難しいと言わざるを得ない。ロシア経済は、2000 年代に急速な成長を実現した石油価格の高騰→GDI（国内総所得）の増加→平均賃金の上昇→家計消費の拡大というメカニズムが逆向

きに作用し、ロシア政府すら大幅なマイナス成長を予想せざるを得ない状況である。ロシアの農業、中でも重要な課題である畜産業の発展を実現するためには投資の継続的な拡大が不可欠であるが、厳しい経済環境の中では望み難い。これまで畜産を中心としてロシア農業の拡大を担ってきたアグロホールディングなどの大規模な農業企業がこうした状況にどのように対処するのか、そのことがロシアの農業や農村社会にどのような影響を及ぼすのか、引き続き注視していく必要がある。

〔注〕

- (1) 「マイダン」とは、もともとウクライナ語で「広場」のことだが、2004年のオレンジ革命の頃から反政権の街頭示威行動を意味するようになり、2013年11月以降の反政府運動はEUとの協定問題が発端だったため「ユーロマイダン」と名付けられた（服部2014b）。
- (2) 例えばリア・ノーヴォスチ（2014年9月16日）。
- (3) クリミアのロシア連邦編入については、松里（2014）に全面的に依拠させていただいた。同論文には、松里教授の現地調査に基づき、住民投票に至るクリミア現地とロシアの動きなど非常に興味深い内容が記されている。
- (4) 当時のフルシチョフ・ソ連共産党第一書記の一存で移管されたとされることが多く、これが「ロシア固有の領土論」を強める根拠にもなっていると思われる。
- (5) セヴァストポリ市は、モスクワ市やサンクトペテルブルグ市と同様の「連邦的意義を有する市」として単独の連邦構成主体とされた。
- (6) 「ドネツク」や「ルガンスク」はロシア語ベースの標記。本文中の付図「ウクライナの行政区分」ではウクライナ語ベースの地名表記で「ドネツク」「ルハーンスク」とされている（ウクライナ語ベースの日本語表記は確立されていないようで、これ以外の表記をする場合もある）。我が国報道は基本的にロシア語表記をベースにしており、これになじんでいる読者が多いと思われるため、本稿ではロシア語ベースの表記で統一する。
- (7) 服部（2014c）13頁図表6による。
- (8) ロシアの輸入禁止対象品目の輸入額は、できるだけ第4表の輸入禁止対象品目に即して集計したが、通関統計では禁止対象どおりに品目の細分ができない等により、輸入禁止除外品目を一部含んだ額となっている。
- (9) ロシアは、EUからの豚肉輸入については、2014年8月の輸入禁止より前の同年1月末以降、家畜疾病の発生を理由に禁止している。
- (10) 2014年12月には、それまで毎月2億ドルを超えていた輸入禁止対象品目のベラルーシからの輸入額が1.1億ドルに減少している。
- (11) 全生産量に占める農業企業の割合は家禽肉9割、豚肉7割、牛肉3割。
- (12) ロシアの農業統計の品目区分では、穀物と大豆を除く豆類を「穀物・豆類」とし、大豆は「工芸作物」に含める。
- (13) 小麦、ライ麦、コメ、ソバ等物も食用だけでなく飼料用にも用いられる。ロシアでは小麦も多くが飼料とされており、穀物の飼料向け消費量（減耗を含む）全体に占める小麦の割合及び小麦の国内消費量に占める飼料向けの割合がいずれも4割強に上っている（数値はUSDAが公表しているロシアの穀物需給表による）。
- (14) グラフでは、コメ、ソバ、ライ小麦、キビ、ソルガムを「その他穀物」とした。
- (15) カリーニングラードには欧州最大の大豆搾油会社「サドルージェストヴォ」が所在し、同社は大豆ミールではロシアで7割ほどのシェアを持っているとのこと（服部2014a）。本情報は服部倫卓氏の御教示による。
- (16) ロシアの農業生産主体は、大別して農業企業、農民経営、住民経営の3類型に分けられる。大まかに言えば、「農業企業」はコルホーズやソフホーズが民営化された大規模で企業的な法人組織、「農民経営」は主に市場経済移行初期にコルホーズ等から土地の分与を受けて独立した個人経営で、西側諸国の大規模個人経営に相当するもの、「住民経営」は農村や都市の住民が住宅周辺地などで自給を主目的として小規模に営む農業である。
- (17) より厳密には、大・中農業企業及び小農業企業の数値であり、すべての農業企業を網羅していない。
- (18) この農業組織の定義は、ロシア連邦統計庁の2013年の農業統計のものであり、2014年の民法改正により、補充的責任会社は廃止されている（小田2015）。なお、I．総論では「農業組織」という言葉を使わずに「農業企業」という古い用語を用いたが、これは、きちんと説明せずにロシア語の直訳で「農業組織」という用語を使うと、実態は「法人である一つの生産主体」であるにもかかわらず、日本語の語感から「いくつかの生産主体が集まった組織」と誤解されやすいと考えたためである。
- (19) この法律自体は既に廃止されている。
- (20) 「農用地」Сельскохозяйственное угодьеには、耕地 пашня、採草地 сенокос、放牧地 пастбище、永年性植物栽培地 многолетнее насаждение、休耕地 залежьが含まれる。
- (21) ウズーン・サライキン・ガタウリナ（2010）
- (22) その他にも、例えば農民経営等の総数が表16では285千、表4では284千など、わずかな数値の違いがあるが、その理由は不明。
- (23) 農民経営については、野部（2012）が詳しく述べている。
- (24) VIAPI（2009）なお、この文献のメインは農業の分野横断の総合上位300社のランキング・リスト「クラブ・アグロ300」である。
- (25) 「農業目的の農用地」には、先に農業生産主体のところで出てきた「農用地」Сельскохозяйственное угодье（耕地、採草地、放牧地等）のほか、森林、内水面、沼沢地、農道用地、施設用地等が含まれる。
- (26) ロシアの私有地のうち農業目的の土地は、居住地区用地 Земли населенных пунктов 3.4%、産業その他特定目的用地 Земли промышленности и иного специального назначения 0.2%等である。

〔参考文献〕

【日本語文献】

- 生田泰浩 (2014) 「ウクライナ情勢: 「革命」までのプロセス, その温度」『BLOGOS』。[<http://blogos.com/article/81968/>]
ウクライナ雑記帳[<http://www.mii.kurume-u.ac.jp/~abe/ukraine01.JPG>]
- 小田博 (2015) 『ロシア法』, 東京大学出版会。
- 加藤浩 (2014) 「【EU】ウクライナとの連合協定に署名」『国立国会図書館ホームページ』(ホームページは以下「HP」)
[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8716578_po_02600202.pdf?contentNo=1]
- 北出大介 (2014) 「緊迫するウクライナ情勢」『株式会社三井物産総合研究所 HP』
[http://mitsui.mgssi.com/issues/report/r1404r_kitade.pdf]
- 金野雄五 (2014) 「制裁長期化により景気後退リスクが高まるロシア経済」『みずほインサイト 欧州』, みずほ総合研究所。[<http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/eu140922.pdf>]
- 末澤恵美 (2014) 「ウクライナ危機の国内的要因」ロシア・東欧学会 2014 年研究大会報告資料 (未公表)
- 田畑伸一郎 (2011) 「第 3 章マクロ経済・産業構造」吉井昌彦, 溝端佐登史編著『現代ロシア経済論』, ミネルヴァ書房。
- 長友謙治 (2012) 「第 3 章カントリーレポート: ロシア」『平成 23 年度カントリーレポート米国, カナダ, ロシア及び大規模災害対策』
日本国外務省 HP [<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>]
- 野部公一 (2012) 「変貌するロシアの農業経営—フェルメルを中心に—」『専修経済学論集』第 47 巻 2 号。
- 蓮実雄 (2014) 「誰がウクライナを救うのか? —経済面から冷戦後最大の東西危機を解剖」『e-World WEB 新書版』時事通信社。
- 服部倫卓 (2014a) 「ロシアビジネスと地域アプローチの極意」『ロシア NIS 調査月報』2014 年 2 月号 32-42 頁。
- 服部倫卓 (2014b) 「ウクライナのユーロマイダン革命」『ロシア NIS 調査月報』2014 年 4 月号 86-94 頁。
- 服部倫卓 (2014c) 「ウクライナ政変とオリガルヒの動き」ロシア・東欧学会 2014 年研究大会 (2014 年 10 月 4-5 日) 報告資料 (未公表)
- 東野篤子 (2014) 「EU とウクライナ危機—解決に向けた手探り」『SYNODOS』。[<http://synodos.jp/international/9715/>]
- 松里公孝 (2014) 「クリミアの内政と政変 (二〇〇九—二〇一四年)」『現代思想』2014 年 7 月号 (第 42 巻第 10 号), 87-101 頁。

【英語文献】

- European Union, “EU sanctions against Russia over Ukraine crisis.”
[http://europa.eu/newsroom/highlights/special-coverage/eu_sanctions/index_en.htm]
- U.S. Department of State, “Ukraine and Russia Sanctions.” [<http://www.state.gov/e/eb/tfs/spi/ukrainerussia/>]
- U.S. Energy Information Administration (USEIA), WTI crude oil futures price, “Cushing, OK Crude Oil Future Contract 1” [<http://www.eia.gov/dnav/pet/hist/LeafHandler.ashx?n=PET&s=RCLC1&f=D>]

【ロシア語文献】

- АПХ “МИРАТОРГ”- Домашняя 「ミラトルグHP」 [<http://www.miratorg.ru/default.aspx>]
- Банк России 「ロシア銀行HP」 [<http://www.cbr.ru/>]
- Бобылева Г. (ボブィレヴァ G.) (2013), “Перспективы развития мясного птицеводства в условиях глобализации экономики” 「経済グローバル化の下での食肉養鶏発展の見通し」, АПК: Экономика, управление, 2013. 02. С. 72-79. 『農産複合体: 経済と管理』2013 年 2 月号 72-79 頁。
- Всероссийский институт аграрных проблем и информатики им. А.А. Никонова: ВИАПИ (А.А.ニコノフ名称全ロシア農業問題情報研究所: ВИАПИ) (2009), *Рейтинги крупнейших производителей сельскохозяйственной продукции в России (2006-2008 гг.)*, 「ロシア農産物大生産者ランキング (2006-2008 年)」
- Ганенко И. (ガネンコ I.) (2014), “В потенциале – 100 мил га”, АГРОИНВЕСТОР, 2014. 11. С. 40-45. 「潜在力は 1 億 ha」『アグロインヴェストル』2014 年 4 月号 48-52 頁。
- Гарант Информационно-правовой портал, “Ключевая ставка и ставка рефинансирования”. (情報・法令ポータルサイト『ガラント』「政策金利及び再融資金利」) [<http://base.garant.ru/10180094/>]
- Крестьянские ведомости『農民報知』(22.10.2014) *Министр Федоров об истоках российского продовольственного эмбарго*. 「フョードロフ農相 ロシアの食品輸入禁止の根源について」
[<http://www.agronews.ru/news/detail/137106/>]

- Кулистикова Т. (クリスティコヴァ Т.) (2014), “Хороша инерция”, АГРОИНВЕСТОР, 2014. 04. С. 48-52. 「良き惰性」『アグロインヴェストル』2014年4月号48-52頁。
- Министерство экономического развития РФ (ロシア連邦経済発省) (2015), Прогноз социально-экономического развития Российской Федерации на 2015 год 「2015年のロシア連邦の社会・経済発展予測」
[<http://economy.gov.ru/minec/activity/sections/macro/prognoz/20150216>]
- Московская Биржа. Индекс РТС (モスクワ証券取引所 HP・RTS 株価指数)
[<http://moex.com/ru/index/RTSI/archive/#/from=2015-01-15&till=2015-02-13&sort=TRADEDATE&order=desc>]
- Надрова Е. (ナドロヴァ Е.) (2014), “Агроземельный топ: итоги консолидации”, АГРОИНВЕСТОР, 2014. 06. С. 34-38. 「農業用地のトップ：集積の結果」『アグロインヴェストル』2014年6月号48-52頁。
- “Открытое письмо Президенту Российской Федерации, Председателю Правительства, Государственной Думе и Совету Федерации «О необходимых мерах по созданию эффективной системы регулирования земельных отношений в Российской Федерации», АПК: Экономика, управление, 2013. 05. С. 3-7. 「ロシア連邦大統領、首相、上下両院議長宛て公開書簡『ロシア連邦の土地関係を規制する効果的なシステムを確立するために必要な措置について』」(2013)『農産複合体：経済と管理』2013年5月号3-7頁。(略称「公開書簡(2013)」)
- Узун В.Я., Сарайкин В.А., Гатаулина Е.А. (ウズーン В. Я., Сарайкин В. А., Гатаулина Е. А.) (2010) *Классификация сельскохозяйственных производителей на основе данных Всероссийской сельскохозяйственной переписи 2006 года*. (Науч. тр. ВИАПИ имени А.А. Никонова; Вып. 30). 「2006年全ロシア農業センサスのデータに基づく農業生産者の階層分類」(А.А.ニコノフ名称全ロシア農業問題情報研究所, 研究成果第30号)
- Узун В.Я., Шагайда Н.И., Сарайкин В.А. (ウズーン В. Я., Шагайда Н. И., Сарайкин В. А.) (2012) *Агрохолдинги России и их роль в производстве зерна*. ФАО Региональное бюро по Европе и Центральной Азии. Исследования по политике перехода сельского хозяйства №. 2012-2 「ロシアのアグロホールディングと穀物生産におけるその役割」FAO 欧州・中央アジア地域センター, 移行農政研究 №. 2012-2.
- РИА Новости 『リア・ノーヴォスチ』(16.09.2014) *Украина и ЕС ратифицировали соглашение об ассоциации*. 「ウクライナとEUは連合協定を批准」[<http://ria.ru/world/20140916/1024366914.html>]
- Федеральная служба государственной регистрации, кадастра и картографии (ロシア連邦登記・土地台帳・公図庁) *Государственный (национальный) доклад о состоянии земель в Российской Федерации*. 「ロシア連邦の土地の現状及び利用に関する国家報告」2006年版から2014年版が同庁HP(下記URL)で公表されている。
[<https://rosreestr.ru/site/activity/gosudarstvennoe-upravlenie-v-sfere-ispolzovaniya-i-okhrany-zemel/gosudarstvennyy-monitoring-zemel/sostoyanie-zemel-rossii/gosudarstvennyy-natsionalnyy-doklad-o-sostoyanii-i-ispolzovaniy-zemel-v-rossiyskoy-federatsii/>]
- Федеральная служба государственной статистики (ロシア連邦統計庁)
Официальный интернет-портал. 「ロシア連邦統計庁HP」[<http://www.gks.ru/>]
Центральная база статистических данных 「中央統計データベース」[<http://cbsd.gks.ru/>]
Итоги всероссийской сельскохозяйственной переписи 2006 года. 『2006年全ロシア農業センサス結果』
Том 2. Число объектов всероссийской сельскохозяйственной переписи 2006 года. Трудовые ресурсы и их характеристика. 「第2巻 2006年全ロシア農業センサスの対象者数 労働力とその特徴」(略称「センサス2巻」)
Том 3. Земельные ресурсы и их использование. 「第3巻 土地資源とその利用」(略称「センサス3巻」)
- Федеральная таможенная служба (ロシア連邦税関庁) *База данных таможенной статистики внешней торговли* 『通関統計データベース』[<http://stat.customs.ru/apex/f?p=201:2:2117051948102274::NO>]